

### 3. 通商産業省担当部門

#### I 作業体制及び担当部門

##### 1. 省内の作業体制

通産省では、産業連関表の作成作業を推進するために、調査統計部に「産業連関表作成委員会」が設置され、委員会の下部機構として表の作成作業を直接担当する幹事会が設けられている（昭和37年6月 産業連関表作成委員会規定を作成、昭和39年4月 規定の一部を改正）。

委員会は、部長を委員長とし、各課長、管理官11名で構成され、①産業連関表の作成に関する基本方針に関すること。②産業連関表作成作業の推進に関することをつかさどる。

幹事会は、調査統計部長の任命する幹事によって構成され、幹事は委員の指示をうけて担当部門の作業を行う。

委員会の庶務は、統計解析課が担当する。

なお、通産省担当部門のうち、電力、熱供給業及び都市ガス部門については資源エネルギー庁公益事業部の協力を得ている。

##### 2. 担当部門

昭和55年産業連関表における通産省の担当部門数は、列部門406のうち220部門、行部門541のうち297部門である。担当した部門は下記のとおりである。

###### (1) 鉱業部門

###### (2) 製造業のうち、次の各部門を除く全部門

- ① 食料品部門
  - ② 製糸（生糸）、わら加工品及び製品部門
  - ③ 衛生材料及び医薬品部門
  - ④ 製材、合板及びチップ部門
  - ⑤ 船舶及び鉄道車両部門
- (3) 電力、都市ガス、熱供給、工業用水及び事務用品部門
- (4) 商業部門

#### II 石炭、石炭製品部門

##### [石炭部門] (1101-00)

###### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類11「石炭・亜炭鉱業」の生産活動を範囲とし、石炭掘採において発生する炭田ガスは副産物扱いとし、3291-10「石炭乾溜製品」を競合部門とする。

炭質により原料炭（国産、輸入別）、一般炭及び無煙炭の各炭種に行部門を分類した。なお、50年表まで行部門として独立していた亜炭は一般炭部門に統合した。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	本邦鉱業のすう勢	55年	通商産業省	生産額(単価)
2	エネルギー生産・需給年報	〃	〃	生産額(数量) 投入額産出額
3	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	投入額
4	輸出・輸入及び関税統計(組替表)	〃	大蔵省	産出額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

#### 3. 生産額推計

##### (1) 推計資料

石炭鉱業の生産数量、金額の推計に当たって基礎的資料としたのは、生産動態統計調査（以下「生動」という。）と本邦鉱業のすう勢（以下「すう勢」という。）の二つである。

「生動」では石炭、亜炭について生産事業所の全部を調査対象とし、その生産数量、労務状況、主要資材の投入状況並びに電力消費量等について毎月調査が行われており、この結果は「エネルギー生産・需給統計月報」「同年報」として公表されている。

「すう勢」は年1回の調査（対象は「生動」と同じ）で生産数量、原材料、労務のほか、企業体調査も加えて原価要素、費用等の金額面からの調査が詳細に行われている。

##### (2) 推計方法

① 「エネルギー生産・需給年報」に公表された55年の生産数量に、「すう勢」の平均単価を各炭種ごとに乗じて算出した。

なお、「生動」と「すう勢」の間では炭種区分、定義等は統一されており、また「すう勢」の価格は、各事業所から炭種別に報告されたもので、山元出荷価格としては、最も精度の高いものと考えられる。

② 一般炭細品目の雑低品位炭については、単価は①で算出した一般炭単価をカロリー換算し46.3%とした。

生産数量については次の式により推計した。

$$(54年末在庫 + 55年石炭生産量 + 雜低品位炭) - 55年総需要 = 55年末在庫$$

③ 炭田ガスについては、生産数量は「生動」から採り、単価は天然ガスを参考にして、カロリー換算して算出した。

#### 4. 投入額推計

給与、炭鉱資材、燃料消費等について「エネルギー生産・需給統計年報」を使用し、他の項目は50年表を参考として第1次推計値を求めた。その後、産出側の推計値と調整のうえ最終値を決定した。

#### 5. 産出額推計

石炭の販売量については、「需給動態統計調査（以下「需給

統計」という。)により大枠については推計される。

推計資料としては、「需給統計」にもとづいて毎日調査されている産業別販売実績があり、一方、石炭の主要消費先である、鉄鋼、コークス、ガス、電力など「生動」または、投入側の別途調査により原材料として石炭の投入量の比較的明確なものもある。

(1) 主要業種については資源エネルギー生産・需給統計年報により石炭産業別販売数量に単価を乗じて産業別に推計した。

#### (2) 原料炭

① エネルギー生産・需給統計年報のコークス原料消費に単価を乗じた。

② 在庫は同年報のコークス原料在庫、生動在庫を使った。

#### (3) 一般炭・無煙炭

① (1)の推計値を投入部門別に試算推計値を用い、投入側と調整した。

② (1)で推計されない部門については、投入側推計値と試算推計値を参考にして推計した。

③ 在庫は電力調査年報、化学工業統計年報の在庫及びエネルギー生産・需給年報を使用した。

#### 〔石炭製品部門〕

##### 1. 概念・定義及び範囲

###### (1) 石炭乾溜製品 (3291-10)

① 日本標準産業分類273「コークス」の活動を範囲とする。

「石炭乾溜製品」部門には、コークス、石炭ガス及び石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール、並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。部門を「コークス」部門と、コークス炉ガス、コールタール、粗ベンゾールを一括した「その他の石炭乾溜製品」部門の2行部門に分類した。

###### ② 副産物

生産工程中に発生する副生硫安は副産物扱いとし、3118-111「硫安」を競合部門とする。

また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。

都市ガス工場における石炭乾溜の主目的は、石炭ガスを得ることであって、これから得られるコークスは、都市ガスからの副産物として扱った。

###### ③ 注意点

ピッチコークスの生産活動は3390-10「炭素製品」部門に含まれる。

###### (2) 煤炭・豆炭 (3291-20)

① 日本標準産業分類の小分類274「煉炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

###### ② 注意点

懐炉灰・たんの生産活動は、3990-60「その他の製造品」部門に含まれる。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	エネルギー生産・需給統計年報	55年	通商産業省	生産額、産出額、投入額
2	工業統計表	〃	〃	生産額
3	鉱工業投⼊調査結果表	〃	〃	投入額・産出額
4	ガス事業統計年報	〃	〃	生産額
5	化学工業統計年報	〃	〃	生産額
6	鉄鋼統計年報	〃	〃	産出額
7	輸出、輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
8	市況月報	〃	農水省・林野庁	生産額
9	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

#### 3. 生産額推計

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じ品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ部門別生産額を推計した。

(1) コークスについては、「生動」で生産数量を業態別に調査しており、「エネルギー生産・需給統計年報」で生産数量を公表している。価格は業界資料により、業態別の単価を算出して、このうち、製鉄工場、専業工場の合計をコークスの生産額とし、都市ガスで生産されたコークスについては競合副産物として処理した。

(2) コークス炉ガスについては、生産工場において熱源としてかなりの部分が自家消費されており、発生量、出荷価格など不明な点が多く、製鉄工場分については、「鉄鋼統計年報」に公表されている発生量を参考にし、それ以外の工場分については、56年から生産統計調査が行われているため、56年データをもとに55年を推計した。

価格については業界資料により算出した。

(3) コールタール、粗ベンゾールの生産数量は、いずれも「化学工業統計年報」で競合副産物分を含めたものを公表している。このうち、都市ガス工場の競合副産物分については業界調査を用いた。

価格については、「化学工業統計年報」で製品出荷額を公表しているが、実態とかけ離れていたため業界資料により算出した。

(4) 煤炭・豆炭の生産数量は林野庁調査の「市況月報」を用いた。価格については市況月報の地域別品種別単価により、全国平均単価を推計し、品種別シェアを日本煉炭工

業会より調べ、品種別単価にシェアを乗じて、加重平均をして単価を算出した。

(5) 半製品及び仕掛品については、工業統計表組替第2表により算出した。

#### 4. 投入額推計

##### (1) 一次推計値

###### ① 石炭乾溜品

主要原料（原料炭、一般炭、無煙炭、ピッチコークス及び石油コークス）とその他の石炭乾溜製品は「エネルギー生産・需給統計年報」で公表されている業態別原料消費量により推計した。

硫安については、化学工業統計調査室肥料係の算出したものを用いた。

上記以外のものについては、「鉱工業投入調査結果表」を参考にして、「50年産業連関表」に55年生産額の伸び率を乗じて推計した。

###### ② 煤炭・豆炭

「鉱工業投入調査結果表」により推計した。ただし、一般炭、無煙炭については、「エネルギー生産・需給統計年報」の販売数量を用い、平均単価を乗じて算出した。

上記以外のものについては、「50年産業連関表」に55年生産額の伸び率を乗じて推計した。

##### (2) 調整点

一次推計値に次の検討を加え調整した。

###### ① 試算推計値とかい離が大きいものの再検討

###### ② 産出側からの推計値との調整

#### 5. 産出額推計

(1) 石炭乾溜製品の産出推計は「コークス」とそれ以外の石炭ガス、コールタール、粗ベンゾールなどの「その他の石炭乾溜製品」の2部門に分けて行った。

① コークスの産出推計資料としては、「石炭等需給動態統計調査」に基づき毎月調査されているコークス産業別消費者向販売を主体に、原燃料としてコークス消費量を調査している、鉄鋼と一部化学工業のコークス消費量を参考として推計した。

また、「都市ガス」部門で副産物として発生するコークスについては、「エネルギー生産・需給統計年報」の生産数量（ガス業）を基礎に、「都市ガス」部門の担当側による「ガス事業統計年報」によって算出し、そのまま、マイナス投入分として計上した。

② 石炭乾溜製品の産出資料としては、「生動」の「化学工業統計調査」、「鉄鋼統計調査」及び資源エネルギー庁の「ガス事業統計年報」を参考にした。

その他の石炭乾溜製品には、石炭ガス、コールタール、

粗ベンゾールが含まれるが、これら製品の大部分は自工場と同一企業の他工場で消費され、産出先はほぼ限定されている。したがって石炭ガスは、「生動」の「鉄鋼統計調査」によるコークス炉ガスの鉄鋼部門の消費量を鉄鋼部門への産出とし、コークス製造用に消費したものは、石炭乾溜製品部門への産出とした。

また、その他の乾溜部門から、一部都市ガスへの石炭ガスを供給しているものは、「ガス事業統計月報」による石炭ガス購入量により産出し、その他のものは自家消費と見なし、石炭乾溜製品部門への産出量とした。

③ 副産物発生及び投入については、「50年産業連関表計数編(1)」の副産物、屑発生及び投入表の「コークス」「その他の石炭乾溜製品」の欄を参考として推計した。

(2) 煤炭・豆炭については、資料がないため、「50年産業連関表」を用い55年生産額の伸び率で推計し、試算推計値、産出側からの推計値とかい離の大きいものについて検討のうえ調整した。

## II 原油、天然ガス、石油製品部門

（含舗装材料、薬品処理木材）

### 1. 概念・定義及び範囲

#### (1) 原油 (1301-00)

日本標準産業分類の小分類121「原油鉱業」及び129「その他の原油・天然ガス鉱業」のうち天然揮発油の生産活動を範囲とする。

#### (2) 天然ガス (1302-00)

日本標準産業分類の小分類122「天然ガス鉱業」及び129「その他の原油・天然ガス鉱業」のうち天然アスファルト、土れき青の生産活動を範囲とする。

#### (3) 石油製品 (3210-00)

日本標準産業分類の小分類271「石油精製業」、272「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」の生産活動を範囲とする。

生産工程中に発生する硫黄は副産物扱いとし、1990-10「硫酸鉱・硫黄」を競合部門とする。また、石油化学基礎製品部門で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

#### (4) 舗装材料・薬品処理木材 (3291-30)

① 日本標準産業分類の小分類275「舗装材料製造業」及び細分類2291「木材薬品処理業」の生産活動を範囲とする。

#### ② 注意点

本部門は、45年表以前の「舗装材料」部門と「防腐加工品」部門のうち、素材防腐加工品（電柱）と製材防腐加工品（枕木）のいわゆる薬品処理木材を統合した部門とす

る。

なお、アスファルト塗工紙は、45年表以前では「防腐加工品」に含まれていたが、50年表以後は「加工紙(2720-10)」部門に格付けした。また、45年以前の「防腐加工品」は廃止した。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	エネルギー生産・需給統計年報	55年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	エネルギー生産・需給統計月報	〃	〃	半製品在庫
3	工業統計表	〃	〃	生産額
4	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	投入額、産出額
5	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
6	本邦鉱業のすう勢	〃	〃	生産額
7	電力調査統計月報	〃	〃	原材料在庫
8	輸出、輸入及び関税統計	〃	大蔵省	投入額、産出額
9	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
10	薬品処理木材の実態アンケート	55年	通商産業省	参考

## 3. 生産額推計

### (1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」「すう勢」及び「工業統計調査」(以下「センサス」という)の調査結果を用いた。

### (2) 推計方法

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じて品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ、部門別生産額を推計した。

#### ① 原油

原油は、原油と天然揮発油に分類されている。いずれも生産数量は「生動」の調査結果を用い、単価は「すう勢」によった。

#### ② 天然ガス

天然ガスは、生ガス、圧縮ガス及び液化ガスに分類されている。生産数量については生ガスは「生動」調査結果を用い、「生動」で調査していない圧縮ガス及び液化ガスは「すう勢」によった。

#### ③ 石油製品

生産量は、「生動」の油種別生産量を採用したが、油種別の単価は「センサス」の調査結果を用いた。ただし、揮発油税、軽油取引税を揮発油、軽油の生産単価に加えるため業界資料を参考とした。

#### ④ 舗装材料・薬品処理木材

生産額の推計は「工業統計表組替第2表」を用いた。

(製品出荷額+製品在庫純増)  
+半製品仕掛在庫純増

## 4. 投入額推計

### (1) 石油製品

部門別投入額推計に当たっては、別途産業連関表作成のための「鉱工業投入調査」によって得られた投入内訳比率を参考とし、各部門に細分した推計は産出側と調整の上決定した。

#### ① 原材料

主要原材料については「生動」で調査している原材料消費量を基礎とし、産出側と調整の上決定した。

#### ② 電力

「生動」で調査している電力消費量を基礎とし、資源エネルギー庁と調整の上決定した。

#### ③ 営業余剰

業界調査による石油10社の経常損益状況を参考とし、産出側と調整の上決定した。

### (2) 舗装材料・薬品処理木材

#### ① 一次推計値

1) 主要原材料(アスファルト・碎石等)については、「鉱工業投入調査」の調査票を参考として推計した。

2) 燃料・動力費は「鉱工業投入調査」、「エネルギー消費構造統計表」を用いて推計した。

3) 間接費は「鉱工業投入調査」を用いて推計した。

#### ② 調整点

1) 試算推計値とのかい離が大きいものの再検討

2) 産出側からの推計値との調整

3) 「50年産業連関表」との照合(生産額の伸び率と各投入額の伸び率相対比)

4) エネルギー消費構造統計をI-Oコードに組替えた結果をもとに若干の調整

## 5. 産出額推計

### (1) 原油

原油の産出は主として石油製品向けであるが、非精製用原油(電力、石油化学、肥料用、都市ガス)については、投入側からの推計値をもとに配分した。

### (2) 天然ガス

「エネルギー生産・需給年報」の用途別出荷・消費内訳を基礎として推計し投入側と調整した。

### (3) 石油製品

石油製品の産出は、「石油製品需給動態統計規則」に基づき毎月調査され、この結果は「エネルギー生産・需給統計年報」「同月報」として公表されている。この「需給」の調査結果の各製造業者、輸入業者、販売業者による産業

別販売実績により各産業別に分割し、産業連関表各部門別の産出額は、投入側より「生動」及び「鉱工業投入調査」により推計し、最終的な調整を「エネルギー消費構造統計表」のI-Oコードとのコンバートデータによって行った。

ただし、揮発油及び軽油については、昭和50年産業連関表から仮設部門として自家用自動車及び自家用貨物自動車部門が新設されたので、自家用の自動車揮発油、自動車用軽油はここに一括計上した。

#### ① 半製品在庫

「エネルギー生産・需給統計月報」の半製品在庫54年末と55年末の差に単価を乗じて推計した。

#### ② 原材料在庫

重油、液化石油ガスについては「電力調査統計月報」によって推計した。

#### ③ 石油製品輸出・輸入

輸入については行政管理庁で推計が行われているが、特殊輸入の定義の違いや重油については「I-O分類」、「貿易コード」、「エネルギー生産・需給統計月報」とそれぞれ違いがあり行政管理庁と協議の上、55年産業連関表は石油製品需給動態統計調査に基づく石油製造業者・輸入業者受取調査（ボンド扱石油製品）を基本に推計した。

#### ④ 舗装材料・薬品処理木材

① 舗装材料は需要の資料がないので、需要先である建設省に配分を依頼した。

② 薬品処理木材は、薬品処理木材の実態アンケート調査等を参考に推計した。

推計方法は調査項目とI-Oコードの対応を行い実額を記入した。対応が2品目以上の場合は、試算推計値の構成比で分割した。

品目対応表	I-Oコード
枕木	鉄道軌道建設
電柱	電力施設建設、電信電話施設建設
土台	木造住宅、木造非住宅
その他	非木造住宅、非木造非住宅

建設補修向けは投入側からの推計値をもとに調整した。

## IV 金属・非金属鉱物、非鉄金属・同製品部門

### [金属、非金属鉱物部門]

#### 1. 概念・定義及び範囲

##### (1) 鉄鉱石 (1210-00)

① 日本標準産業分類の細分類1031「鉄鉱業」及び1032

「砂鉄鉱業」の生産活動を範囲とし、硫酸部門の副産物である硫酸焼鉱は本部門を競合部門とする。

#### ② 注意点

50年表までは「砂鉄」が独立していたが、55年表から「鉄鉱石」に統合した。

##### (2) 銅 鉱 (1220-10)

日本標準産業分類の細分類1021「銅鉱業」の堀採及び選鉱活動を範囲とする。

##### (3) 鉛 鉱 (1220-20)

日本標準産業分類の細分類1022「鉛・亜鉛鉱業」のうち鉛の堀採及び選鉱活動を範囲とする。

##### (4) 亜鉛 鉱 (1220-30)

日本標準産業分類の細分類1022「鉛・亜鉛鉱業」のうち亜鉛の堀採及び選鉱活動を範囲とする。

##### (5) その他の非鉄金属鉱物 (1220-90)

日本標準産業分類の小分類101「貴金属鉱業」、104「軽金属鉱業」、105「希有金属鉱業」、109「その他の金属鉱業」及び細分類1024「すず鉱業」、1025「アンチモン鉱業」、1026「水銀鉱業」、1029「その他の非鉄金属鉱業」、1033「マンガン鉱業」、1034「クロム鉱業」、1035「タンゲステン鉱業」、1036「モリブデン鉱業」、1039「その他の鉄属鉱業」の堀採及び選鉱活動の範囲とする。

##### (6) 石灰石 (1410-10)

日本標準産業分類の細分類1332「石灰石鉱業」の堀採及び選鉱活動の範囲とする。

##### (7) 窯業原料鉱物 (1410-20)

日本標準産業分類の細分類1321「耐火粘土鉱業」、1322「ろう石鉱業」、1323「ドロマイド鉱業」、1324「長石鉱業」、1325「陶石鉱業」、1326「カオリン鉱業」、1327「がいろ目粘土鉱業」、1328「けい石鉱業」、1329「天然けい砂鉱業」、1331「石こう鉱業」、1339「石こう鉱業」、1339「その他の窯業原料鉱物鉱業」及び1351「普通粘土鉱業」の活動とする。他部門で発生する副産物屑（石こう、化学石こう、高炉ガス灰、水滓、フライアッシュ、ガラス屑）は本部門を競合部門とする。

##### (8) 砂利・石材 (1420-00)

日本標準産業分類の小分類131「採石及び砂、砂利、玉石採取業」及び細分類3081「碎石製造業」の活動を範囲とする。

##### (9) 硫化鉱・硫黄 (1990-10)

① 日本標準産業分類の細分類1023「硫化鉄鉱業」の堀採及び選別活動を範囲とする。

#### ② 注意点

従来、硫黄を行部門としていたが、硫黄鉱山の廃止に

併い削除した。なお、石油精製の副産物である回収硫黄は、本部門を競合部門とする。

### ③ その他の

45年表では、硫黄を行・列部門、50年表では行部門として扱ってきた。しかし、50年表においては、硫黄鉱山の廃止に伴い、生産額がゼロとなり、ほぼ全量を石油精製の副産物である回収硫黄でまかなっている。

このため、55年表では、硫黄部門を削除し、回収硫黄は硫化鉱を競合部門として扱うこととする。

### (10) 原 塩 (1990-30)

国内での原塩生産は存在しないため、生産額はゼロとなり、全額輸入とする。そのため、列部門が存在しなくなり、行部門のみとなる。

なお、国内の製塩業者の生産する塩は本部門に含めず、2091-60「塩」の範囲とする。

### (11) その他の非金属鉱業 (1990-90)

日本標準産業分類の細分類1342「ほたる石鉱業」、1343「重晶石鉱業」、1349「その他の化学・肥料原料用鉱物鉱業」、1352「酸性白土鉱業」、1353「ベントナイト鉱業」、1354「けいそう土鉱業」、1359「その他の粘土鉱業」及び小分類「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	資源統計年報	55年	通商産業省	投入額
2	本邦鉱業のすう勢	〃	〃	生産額
3	碎石統計年報	〃	〃	投入額
4	探石業者の業務の状況(採石法施行規則第11条の報告書)	〃	〃	生産額、 投入額
5	砂利採取業務状況報告書	55年度	建設省	生産額、 産出額
6	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
7	需要部門別砂利類使用量推計結果	55年度	日本砂利協会	産出額
8	砂利時報	55年	〃	生産額、 産出額
9	日銀卸売物価指数年報	〃	日本銀行	参考
10	鉱産物の知識と取引			〃
11	碎石業実態調査報告書	55年	通商産業省	生産額

## 3. 生産額推計

### (1) 推計資料

各部門別の生産額推計に当たっては、主として「生動」、「すう勢」の調査結果を用いた。  
なお、これらの調査結果で資料の得られない品目については、業界資料、その他の方針をとった。

### (2) 推計方法

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じて品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ部門別

生産額を推計した。

### ① 金属鉱物

生産数量は「生動」の調査結果を用い、単価は「すう勢」によった。

ただし、鉛鉱、亜鉛鉱及び金鉱については実勢と違うため業界資料（日本鉱業協会）を参考にして推計した。硫化鉱・硫黄のうちその他の硫化鉱については、硫化鉄鉱の生産額の伸び率によって推計した。

また、精鉱中含量で表わした品目は、銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、その他の非鉄金属鉱物のうち金鉱、銀鉱、すず鉱で、鉄鉱石、硫化鉱・硫黄、その他の非鉄金属鉱物のうち、金属マンガン鉱、クロム鉱、タンゲステン鉱、モリブデン鉱は精鉱量で表わした。

### ② 非金属鉱物

生産数量は「生動」の調査結果を用い、単価は原則として「すう勢」によった。

「すう勢」により単価を推計したものは、石灰石、窯業原料鉱物のうち、軟けい石、炉材けい石、天然けい砂、耐火粘土、半花こう岩、風化かこう岩、ドロマイト、ろう石、ろう石クレー、その他の非金属鉱物のうち、重晶石、温石綿である。

その他の鉱物は実態とかけ離れていたため、業界等（石灰石協会、岡山ろう石協会、岡山クレー協会、ベントナイト工業会、一部事業所）へ照会し、「鉱産物の知識と取引」を参考に推計した。

### ③ 砂利・石材

基本的には「採石業者の業務の状況に関する報告書」（採石法施行規則第11条の報告）（鉱業課）及び「砂利採取業務状況報告書」（生活産業局、建設省河川局）を用いて推計した。

碎石及び石材の生産数量については、第11条の報告で推計し、単価については、碎石は「碎石実態調査報告書」（生活産業局昭和55年10月実施）を用い、石材は50年単価に「日銀卸売物価指数」を乗じて推計した。

砂利の生産数量については、「需要部門別砂利類使用量推計結果」を用いて推計し、単価については50年単価に「日銀卸売物価指数」を乗じて推計した。

## 4. 投入額推計

部門別の投入額推計に当たって、金属、非金属鉱物部門については、主として「すう勢」を用いて、主要原材料、燃料、電力使用額及び間接費の推計を行い、他の品目については試算推計値を参考にし、産出側と調整の上、決定した。

砂利、木材については、燃料、電力使用額及び労務関係は「碎石統計年報」を、機械修理、火薬・爆薬は11条報告を用

い、産出側と調整の上決定した。なお、資料不足の部門については、試算推計値をそのまま採用した。

## 5. 産出額推計

### (1) 金属鉱物

最終需要の数値は投入側からの数値をもとに調整した。残りの内生部門は主要産出先（鉄鉱石は鉄鋼部門、銅鉱は銅及びその他の非鉄金属地金、鉛鉱はすべて鉛、亜鉛鉱はすべて亜鉛）へ産出し分割については投入側と調整した。

なお、銅鉱の輸入分については鉱量であるため、20%程度その他の非鉄金属地金が含まれている。

その他の品目については、投入側からの推計値をもとに調整した。

### (2) 非金属鉱物

主要鉱物は「生動」の品目別出荷内訳の構成比率によって各産業へ配分したが、窯業原料鉱物（1410—20）とその他の非金属鉱物（1900—90）については、一部「生動」で調査していない品目が含まれているため、「生動」の調査結果と投入側の資料を勘案し、調整の上推計した。

なお、石灰石の土建用はその他の土石製品（3390—90）へ産出した。

### (3) 砂利・石材

砂利・石材は、明確な資料がなく、「砂利採取業務状況報告書」及び「需要部門別砂利類使用量推計」を基礎とし、投入側と調整の上推計した。

## [非鉄金属地金、同製品部門]

### 1. 概念・定義及び範囲

#### (1) 銅（3421—10）

日本標準産業分類の細分類3211「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

#### (2) 鉛（3421—20）

① 日本標準産業分類の細分類3212「鉛第1次製錬・精製業」及び3221「鉛第2次製錬・精製業」のうち再生鉛の生産活動を範囲とする。

#### ② 注意点

鉛合金製造の活動のうち、減ま合金及びはんだの生産は、3429—90「その他の非鉄金属1次製品」部門に含まれ、その他の鉛合金製造活動は、合金製品の活動に含まれる。

#### (3) 亜鉛（3421—30）

① 日本標準産業分類の細分類3213「亜鉛第1次製錬・精製業」及び3222「亜鉛第2次製錬・精製業」のうち再生亜鉛の生産活動を範囲とする。

#### ② 注意点

亜鉛合金製造の活動は、亜鉛合金製品の活動に含まれ

る。

#### (4) アルミニウム（3421—40）

① 日本標準産業分類の細分類3216「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び3223「アルミニウム第2次製錬・精製業」のうち再生アルミニウムの生産活動を範囲とする。

#### ② 注意点

アルミニウム合金製造の活動は、3423—00「アルミ圧延」部門に含まれる。

#### (5) 非鉄金属屑（3421—50）

製造業の生産活動及び最終需要（輸入を含む）部門で発生する非鉄金属屑とする。

#### (6) その他の非鉄金属地金（3421—90）

① 日本標準産業分類の細分類3214「貴金属第1次製錬・精製業」、3215「ニッケル第1次製錬・精製業」、3217「チタン第1次製錬・精製業」、3218「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」、3219「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」及び3229「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち、その他の非鉄金属の再生の活動を範囲とする。

#### ② 注意点

合金製造の活動は、合金製品の活動に含まれる。

#### (7) 伸銅品（3422—00）

日本標準産業分類の細分類3231「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

#### (8) アルミ圧延（3423—00）

日本標準産業分類の細分類3233「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸・押出しを含む）」及び3223「アルミニウム第2次製錬・精製業」のうちアルミニウム合金の生産活動を範囲とする。ただし、アルミニウム合金は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

#### (9) 核燃料（3429—20）

① 日本標準産業分類の細分類3291「核燃料製造業」の活動とする。

#### ② 注意点

従来、3429—90「その他の非鉄金属一次製品」に含まれていたものを55年表より特掲する。

#### (10) その他の非鉄金属一次製品（3429—90）

① 日本標準産業分類の細分類3221「鉛第2次製錬・精製業」のうち減摩合金、はんだ、3232「鉛・同合金圧延業（押出しを含む）」、3239「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸・押出しを含む）」、3299「他に分類されない非鉄金属製造業」のうち非鉄金属鍛造品を除いたものの活動とする。

#### ② 注意点

1) 従来、本部門に含まれていた核燃料は、3429—200「核燃料」として特掲する。

2) 核燃料の数値は資本形成扱いとする。

#### (11) 電線・ケーブル (3705—00)

日本標準産業分類の小分類 325「電線・ケーブル製造業」の生産活動を範囲とする。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	資源統計年報	55年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	資源統計月報	55年 12月	〃	生産額
3	工業統計表(組替表)	55年	〃	生産額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	参考
5	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	投入額
6	輸出・輸入及び関税統計(組替表)	〃	大蔵省	産出額
7	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

### 3. 生産額推計

#### (1) 推計資料

各部門の生産額推計に当たっては、主として「生動」及び「センサス」の調査結果を用いた。

#### (2) 推計方法

生産額の推計に当たっては、生産数量に生産者単価を乗じ品目別生産額を算出し、当該部門ごとに積み上げ、部門別生産額を推計した。

##### ① 非鉄金属地金

主要品目については、生産数量、単価とも「生動」の調査結果を用いた。数量は「資源統計年報」、単価は「資源統計月報」を使用した。

半製品仕掛品在庫純増は「工業統計表(組替表)」により推計した。

アルミニウム部門のアルミナ及び水酸化アルミはアルミニウムの主要原料であるが、アルミナ及び水酸化アルミが陶磁器等の耐火物原料として一部出荷されているので、出荷分を生産額に加えた。

「資源統計年報」で公表している、アルミナ及び水酸化アルミの出荷のうち販売は、アルミニウムの原料用以外のものの販売であるので、これに単価を乗じて推計した。

他の非鉄金属地金については、「生動」を用いて推計した額よりも「工業統計(組替表)」を用いて推計した生産額の方が大きいため「センサス」により推計した。

##### ② 非鉄金属製品

「生動」で生産数量及び販売金額を調査しているが「生

動」より「センサス」を用いた生産額の方が大きいものについては「センサス」を用いた。

アルミ圧延、その他の非鉄金属一次製品のうち非鉄金属合金 (3429900—100)、非鉄金属及び合金圧延製品 (3429900—200)、亜鉛製品 (3429900—300) は「生動」によった。ただし、亜鉛製品は、センサス「323911亜鉛、同合金展伸材」の生産額から3429—900—301亜鉛製品、亜鉛板の生産額を差引いたものである。また、その他の品目については「センサス」によった。

核燃料は、センサスの「3291核燃料製造業」の加工費収入額と貿易統計表による核物質輸入額(核燃料の主原料)を合計したものを用いた。

### 4. 投入額推計

#### (1) 一次推計値

① 主要原材料は「資源統計年報」を参考に原材料消費量に単価を乗じて算出した。

② 燃料動力費は「資源統計年報」と「エネルギー消費構造統計表」を用いて推計した。

③ その他の品目は、①、②を除く生産額の50年にに対する伸び率で推計した。

#### (2) 調整点

一次推計値に次の検討を加え調整した。

① 試算推計値とかい離が大きいものを再検討

② 産出側からの推計値との調整(試算推計値及び伸び率より極端に高低のはげしいものは再調整)

③ 「50年産業連関表」を参考にし、かい離の大きいものの調整

④ エネルギー消費構造統計を I—O コードに組み替えた結果をもとに調整

#### (3) 自部門投入

① アルミニウムの自部門投入は「資源統計年報」で公表されている、非鉄金属需給のうち内需のアルミニウム二次地金を投入した。

### 5. 産出額推計

#### (1) 非鉄金属地金

「生動」の調査結果である産業別消費実績及び用途別消費実績を基礎に算出した。

① 主要産出先は「資源統計年報」の原材料消費量に単価を乗じて推計した。

② 製品在庫及び原材料在庫は「資源統計年報」の在庫量に単価を乗じて推計した。

③ 輸出入は「輸出・輸入及び関税統計」をもとに投入側から推計した。

④ その他の非鉄金属地金については、とくに需要先別

の資料がないので、品目ごとに主として投入側からの推計値をもとに調整した。

I) 50年表で直接最終部門の「家庭金属品」、「筆記具」等へ産出していたものについては、55年表では中間部門の「伸銅品」、「アルミ圧延」及び「その他の非鉄金属一次製品」へ産出し、当該部門から最終部門へ産出した。

II) 「家計消費」については「金」の私的保有分を投入側と調整の上計上した。

推計資料として日本鉱業協会及び日本金地金流通協会調査による金需給表を参考とした。

## (2) 非鉄金属製品

「生動」の調査結果である形状別産業別出荷内訳を基礎に算出した。

① 主要産出先は「資源統計年報」の部門別出荷内訳比率で各産業別に配分した。

電線・ケーブルについては、「資源統計年報」及び社団法人日本電線工業会調査による「電線統計年報」を参考として推計した。

その他の非鉄金属一次製品については、需要先別の資料がないため、品目ごとに主として投入側からの推計値をもとに調整した。

② 製品在庫及び原材料在庫は「資源統計年報」の在庫量に単価を乗じて推計した。

③ 輸出入は、「輸出・輸入及び関税統計」をもとに投入側から推計した。

## V 繊維部門（化学繊維、合成繊維部門を含む）

### [紡績]

#### 1. 概念・定義及び範囲

##### 絹紡（2301-20）

日本標準産業分類2024「絹紡業」、2031「ねん糸製造業（かさ高加工糸製造業を除く）」のうち「絹縫糸」及び2099「他に分類されない繊維工業」のうちペニーの生産活動を範囲とする。

##### 綿紡（2302-00）

日本標準産業分類2021「綿紡業」、2029「その他の紡績業」のうち和紡績、2031「ねん糸製造業（かさ高加工糸製造業を除く）」のうち綿縫糸の生産活動及び2091「整毛業」のうち綿の紡織屑の反毛を行う活動を範囲とする。ただし原則として反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、紡績工程で発生する落綿は屑扱いとし、織物原料用作物を競合部門とする。

##### 毛紡（2303-00）

日本標準産業分類2023「毛紡業」の生産活動及び2091「整毛業」のうち洗上羊毛、トップ及び毛の紡織屑の反毛を行う活動を範囲とする。ただし、原則として洗上羊毛、トップ紡織屑の反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、紡績工程で発生する毛屑は屑扱いとし、羊毛部門を競合部門とする。

##### 麻紡（2304-00）

日本標準産業分類の細分類2025「麻紡業」及び2092「麻製織業」の活動を範囲とする。ただし、亞麻の製織及びちよ麻の精練は、中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

##### スフ紡（2305-00）

日本標準産業分類の細分類2022「化学繊維紡績業」のうちスフ糸（ピスコース・キュプラ）及びアセテート紡績糸を生産する活動及び2091「整毛業」のうち、スフの紡織屑の反毛を行う活動とする。ただし、反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、製造工程で発生するスフ屑、合成繊維屑、落綿は屑扱いとし、それぞれスフ、他の合成繊維、織物原料作物部門を競合部門とする。

##### 合成繊維紡（2306-00）

日本標準産業分類の細分類2022「化学繊維紡績業」のうち合成繊維紡糸、2031「ねん糸製造業」のうち合成繊維縫糸を生産する活動及び2091「製毛業」のうち合成繊維紡織屑の反毛を行う活動とする。ただし、反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

なお、製造工程で発生する毛屑、落綿は屑扱いとし、それぞれ羊毛、織物原料作物を競合部門とする。

#### 2. 推計資料（共通資料）

番号	資料名	年次	出所	備考
1	繊維統計年報	55年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、投入額
3	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
5	輸出・輸入及び関税統計	55年	大蔵省	産出額
6	エネルギー消費構造統計	55年	通商産業省	投入額

#### 3. 生産額推計

(1) 大部分は資料2を用いて以下の合計を生産額とした。

- ① 製造品出荷額+製品在庫純増額（細品目別）
- ② 半製品、仕掛品在庫純増額
- (2) スフ紡は資料1の生産数量に資料2の出荷単価を乗じて生産額とした。
- (3) 羊毛トップは輸出分のみを毛紡の生産額に含めた。  
(輸出分以外は中間製品とみなして、生産額に計上しない。)

#### 4. 投入額推計

- (1) 1次推計値を次の方法で算出した。
  - ① 主要原材料について資料1を用いて推計した。
  - ② 燃料動力費及びその他の間接費は資料3を用いて推計した。
- (2) 1次推計値に次の検討を加え、調整した。
  - ① 産出側からの推計値の検討
  - ② 試算推計値との差が大きいものの検討
  - ③ 資料6を用いたエネルギー関係推計値の検討

#### 5. 産出額推計

需要先別の資料がないので、投入側推計値及び試算推計値をもとに調整した。

##### [織物（染色部門を含む）]

###### 1. 概念・定義及び範囲

###### 絹織物（2311-10）

日本標準産業分類の細分類2042「絹・人絹織物業」のうち絹織物、絹紡織物を生産する活動を範囲とする。

###### 人絹織物（2311-20）

日本標準産業分類の細分類2042「絹・人絹織物業」のうち人絹織物を生産する活動を範囲とする。

###### 綿織物（2312-10）

日本標準産業分類の細分類2041「綿・スフ織物業」のうち綿織物、和紡織物、タオルを生産する活動及び2093「せん毛業」の活動を範囲とする。

###### 細幅織物（2312-20）

日本標準産業分類の細分類2085「細幅織物業」の生産活動を範囲とする。

###### スフ織物（2312-30）

日本標準産業分類の細分類2041「綿・スフ織物業」のうちスフ織物の生産活動を範囲とする。

###### 合成繊維織物（2313-00）

日本標準産業分類の小分類204「織物業」のうち合成繊維織物の生産活動を範囲とする。

###### 毛織物（2314-00）

日本標準産業分類の細分類2043「毛織物業」のうち合成繊維織物を除いたもの及び2049「その他の織物業」のうちモケットの活動とする。

##### 麻織物（2315-00）

日本標準産業分類の細分類2044「麻織物業」のうち合成繊維織物を除いたものの活動とする。

##### 染色整理（2316-00）

日本標準産業分類の小分類206「染色整理業」の活動とする。

#### 2. 推計資料

（〔紡績〕の資料と同じ。）

#### 3. 生産額推計

(1) 人絹織物、合織織物は資料1の生産数量に資料2の出荷単価を乗じたものに(3)の額を加えた。

(2) (1)以外の織物は次のものの合計に(3)の額を加えた。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額

② 半製品、仕掛け品在庫純増額

(3) 資料2を用いて製造業以外の事業所（例えば商社）からの受託生産分を次の算式によって求め、各部門に比例配分した。

(加工販売額-委託生産費) × 3

(4) 染色整理は次の合計を生産額とした。

① 資料2の加工販売額

② 資料2の製造品出荷額×0.2

(注) この部門は染色整理活動のみをその範囲とする。

製造品出荷額には糸、織物の価額が含まれているので、このうち20%を染色整理活動分と見なした。

#### 4. 投入額推計

- (1) 1次推計値は次の方法によった。
  - ① 主要原材料（原糸、染料等）は資料1を用いた。
  - ② 燃料・動力費及びその他の間接費は資料3を用いた。
- (2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。
  - ① 産出側からの推計値の検討
  - ② 試算推計値との差が大きいものの検討
  - ③ 資料6を用いたエネルギー関係推計値の検討

#### 5. 産出額推計

とくに需要先別資料がないので、投入側推計値及び試算推計値をもとに調整した。

##### [繊維製品]

###### 1. 概念・定義及び範囲

###### ニット製品（2320-00）

日本標準産業分類の小分類205「メリヤス製造業」及び細分類2123「補整着製造業」のうちメリヤス製のものの活動とする。ただし、メリヤス生地は、中間製品扱いとし、輸出用・工業用及び在庫増減のみを計上する。

(注意点)

従来、メリヤス製品としていたものを、名称変更した。

また、メリヤス製捕製着は2430-10「衣服」部門に含まれていたものを統合した。

#### 製綿・じゅうたん (2390-30)

日本標準産業分類の細分類2094「製綿業」及び2096「じゅうたん・その他の繊維製敷物製造業」の活動とする。

#### (注意点)

電着植毛製床敷物は2390-90「その他の繊維雑品」部門に含まれる。

#### ロープ・漁網 (2390-40)

日本標準産業分類の細分類2071「網製造業」、2072「漁網製造業」及び2031「ねん糸製造業」のうち漁網糸・漁具糸の活動とする。

#### (注意点)

漁網以外の網地（運動用、たな網用、運搬用等）の活動は2390-59「その他の繊維既製品」部門に含まれる。

#### 民生用繊維既製品 (2390-51)

日本標準産業分類2191「寝具製造業」、2192「かや製造業」、2195「刺しゅう業」、2199「他に分類されない繊維製品製造業」の活動とする。

#### その他の繊維既成品 (2390-59)

日本標準産業分類2081「刺しゅうレース製造業」、2082「編レース製造業」、2083「ボビンレース製造業」、2084「組ひも製造業」、2095「フェルト・不織布製造業」、2193「帆布製品製造業」、2194「繊維製袋製造業」及び2079「その他の網地製造業」の活動とする。

#### その他の繊維雑品 (2390-90)

日本標準産業分類2049「その他の織物業」のうち抄織織物、2089「その他のレース・繊維雑品製造業」、2097「上塗りした織物・防水した織物製造業」、2099「他に分類されない繊維工業」のうち絹紡織半製品を除いたもの、2434「ブックパインディングクロス製造業」及び3999「他に分類されない製造業」のうち繊維壁材の生産活動とする。

#### 衣服 (2430-10)

日本標準産業分類の小分類211「外衣製造業」、細分類2121「中衣製造業」、2122「下着製造業」、2123「補整着製造業」のうちニット製を除いたもの、2151「和装製品製造業」のうち既製和服・帯及び4421「男子洋服製造小売業」の活動とする。

#### (注意点)

(1) 生産額推計に工業統計表（品目編）を採用する場合は、非製造業者（商社等）からの委託生産額が把握できない。縫製品の場合、商社等の委託が多いため、工業統計表の「加工賃収入-委託費」を同業者以外の商社からの委託分とし

て、下式により生産額を推計する。

商社分のC.T. = [同業者以外からの委託費] / [加工

賃 / 製品価格]

= [委託加工賃-委託費] / [(製品価格  
- 原材料費) / 製品価格]

(2) 50年表まで本部門に含まれていた、日本標準産業分類の小分類215「その他の衣服身廻品製造業（繊維製履物を除く）」のうち既製和服・帯を除いたもの、及び帽子、麦わら・パナマ帽子類は、55年表から2430-20「身廻品」部門に格付ける。またニット補正着は55年表から2320-00「ニット製品」に格付ける。

また、50年表まで「身廻品」部門に含まれていたゴム引・ビニール合羽は55年表から本部門に格付ける。

#### 身廻品 (2430-20)

日本標準産業分類の小分類213「帽子製造業」、214「毛皮製衣服・身廻品製造業」、215「その他の衣服・繊維製身廻品製造業」のうち既製和服・帯、繊維製履物、繊維製花緒を除いたもの及び細分類2951「革製手袋製造業」、2999「他に分類されないなめし皮製品製造業」のうち服装用革ベルト及び3981「麦わら・パナマ類帽子製造業」の活動とする。

#### (注意点)

50年表までは、本部門に含まれていたゴム引・ビニール合羽は2430-10「衣服」部門、和・洋傘・同部分品製造業は3990-50「身辺細貨品」部門に格付ける。

また、50年表までは「衣服」部門に含まれていた帽子、麦わら・パナマ帽子類、ショール、その他の和装製品、ネクタイ、スカーフ、マフラー類、ハンカチーフ、足袋類、衛生衣服付属品、他に分類されない衣服・繊維製品身廻品は本部門に格付ける。

#### 2. 推計資料

（〔紡績〕の資料と同じ）

#### 3. 生産額推計

(1) 資料2を用いて次の合計を生産額とした。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額（細品目別）

② 半製品、仕掛品在庫純増額

(2) 衣服部門は資料2を用いて製造業者以外からの受託分を次の算式によって求め、(1)に加えた。

(加工賃収入額-委託生産費) × 4

(3) 商業統計表を用いて男子洋服製造小売分を推計し、衣服部門に加えた。

#### 4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次の方法で算出した。

① 主要原材料について資料3の調査票を参考として推

計した。

(2) 燃料、動力費及びその他の間接費は資料2を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

① 産出側推計値との調整

② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討

③ 資料6による推計値との調整

## 5. 産出額推計

(1) ニット製品、衣服は大部分を家計消費に産出し、一部繊維、農林業等に投入側推計値をもとにして産出した。

(2) その他は、品目内容が雑多で産出推計の困難な部門もあったが、投入側推計値をもとに調整した。

### [人絹糸、スフ、合成繊維]

#### 1. 概念・定義及び範囲

##### 人絹糸 (3115-10)

日本標準産業分類の細分類2641「レーヨン製造業」、2642「アセテート製造業」のうちビスコース長繊維、キュプラ長繊維、アセテート長繊維の生産活動とする。

##### スフ (3115-20)

日本標準産業分類の細分類2641「レーヨン製造業」、2642「アセテート製造業」のうちビスコース短繊維、キュプラ短繊維、アセテート短繊維の生産活動とする。

##### ビニロン繊維 (3116-20)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうちビニロン繊維の生産活動とする。

##### ナイロン繊維 (3116-30)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、ナイロン繊維の生産活動とする。

##### アクリルニトリル繊維 (3116-40)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、アクリルニトリル繊維の生産活動とする。

##### ポリエステル繊維 (3116-50)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、ポリエステル繊維の生産活動とする。

##### その他の合成繊維 (3116-90)

日本標準産業分類の細分類2643「合成繊維製造業」のうち、ポリ塩化ビニリデン繊維、ポリ塩化ビニル繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、その他の合成繊維の生産活動とする。

## 2. 推計資料

(〔紡績〕の資料と同じ)

## 3. 生産額推計

資料2を用いて以下の合計を生産額とした。

(1) 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)

(2) 半製品、仕掛品在庫純増額

## 4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次により推計した。

① 主要原材料は資料1、3、4を参考として推計した。

② 燃料、動力費及びその他の間接費は資料3を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

① 産出側推計値との調整

② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討

③ 資料6による推計値との調整

## 5. 産出額推計

需要先別資料がないので投入側からの推計値及び試算推計値をもとに調整した。

## VI. 履物・皮革・同製品部門

#### 1. 概念・定義及び範囲

##### 革製履物 (2410-20)

日本標準産業分類の細分類293「革製履物用材料・同付属品製造業」及び294「革製履物製造業」の活動とする。

##### その他の履物 (2410-30)

日本標準産業分類の小分類224「木製履物製造業」及び細分類2159「他に分類されない衣服・繊維製身廻品製造業」のうち繊維製履物・繊維製花緒の活動とする。

##### 製革・毛皮 (2910-00)

日本標準産業分類の小分類291「なめし皮製造業」、292「工業用革製品製造業(手袋を除く)」及び298「毛皮製造業」かばん・袋物・その他の革製品 (2930-00)

日本標準産業分類の小分類296「かばん製造業」、297「袋物製造業」及び299「その他のなめし皮製品製造業」のうち服装用革ベルトを除いたものの活動を範囲とする。

#### (注意点)

従来の「革製品(革製履物・身廻品を除く)」部門の名称を変更した。

## 2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	雑貨統計年報 (皮革編)	55年	通商産業省	投入額
2	工業統計表	〃	〃	生産額
3	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
5	輸出・輸入及び関税統計	55年	大蔵省	産出額
6	エネルギー消費構造統計	55年	通商産業省	投入額

### 3. 生産額推計

資料 2 を用いて以下の合計を生産額とした。

- (1) 製造品出荷額 + 製品在庫純増額 (細品目別)
- (2) 半製品、仕掛品在庫純増額

### 4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次により推計した。

- ① 主要原材料は資料 1 の原材料統計又は資料 3 の調査票を参考として推計した。
- ② 燃料・動力費、その他の間接費は資料 3 を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

- ① 産出側推計値との調整
- ② 試算推計値とかい離の大きいものの検討
- ③ 資料 6 による推計値との調整

### 5. 産出額推計

需要先別資料がないので投入側推計値をもとに調整した。

## VII. 木製品、家具部門

### 1. 概念・定義及び範囲

#### その他の木製品 (2520-00)

日本標準産業分類の細分類 2213 「屋根板製造業」、2221 「造作材製造業 (建具を除く)」、2223 「建築用木製組立材料製造業」、2214 「経木・同製品製造業 (折箱・マッチ箱を除く)」、2215 「木毛製造業」、2216 「たる・おけ製造業」、2219 「他に分類されない特殊製材業」、2231 「竹・とう・きりゅう等容器製造業」、2232 「折箱製造業」、2233 「木箱製造業 (折箱を除く)」、2234 「和たる製造業」、2235 「洋たる製造業」、2236 「おけ製造業」、2292 「くつ型等製造業」、2293 「曲輪、曲物製造業」、2299 「他に分類されない木製品製造業 (竹・とうを含む)」、3971 「漆器製造業」、3985 「コルク加工基礎資材・コルク製品製造業」、2394 「鏡縁・額縁製造業」の活動とする。

#### 木製家具・建具材 (2600-11)

日本標準産業分類の細分類 2311 「家具製造業 (金属製・漆器製を除く)」のうち木製家庭用事務所用テーブル・机・椅子、木製流し台・調理台・ガス台、その他の木製家庭用事務所用家具、木製公共建物用特殊家具、2331 「建具製造業」及び製造小売の活動とする。

#### その他の木製家具 (2600-19)

日本標準産業分類の細分類 2311 「家具製造業 (金属製・漆器製を除く)」のうち音響機器用キャビネット、木製寝台、その他の家具、2313 「マットレス・組スプリング製造業」のうちマットレス、2321 「宗教用具製造業」、2393 「日本びょうぶ・衣こうすだれ製造業」、2399 「他に分類さ

れない家具・装備品製造業」の活動とする。

#### 金属製家具 (2600-20)

日本標準産業分類の細分類 2312 「金属製家具製造業」、2313 「マットレス・組スプリング製造業」のうち組スプリング、2391 「事務所用店舗用装備品製造業」、2392 「窓用・とびら用日よけ製造業」及び 3391 「金庫製造業」の活動とする。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額、投入額
2	商業統計表	54年	〃	生産額
3	鉱工業投入調査結果表	55年	〃	投入額
4	輸出・輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
5	エネルギー消費構造統計	〃	通商産業省	投入額
6	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

### 3. 生産額推計

(1) 製造小売分以外は資料 1 を用いて以下の合計を生産額とした。

- ① 製造品出荷額+製品在庫純増額（細品目別）
- ② 半製品、仕掛品在庫純増額

(2) 製造小売分は、資料 2 による製造小売販売額を55暦年に修正し、マージン分を取り除いて推計した。

### 4. 投入額推計

(1) 1次推計値は次により算出した。

- ① 主要原材料については資料 2 の調査票を参考として推計した。
- ② 燃料・動力費及びその他の間接費は資料 2 を用いた。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

- ① 試算推計値（工業統計の50～55年の付加価値率変化率及び内生投入品目の価格変化率を考慮しつつ、50年産業連関表投入パターンと55年生産額を用いて算出したもの）とのかい離が大きいものの検討。
- ② 産出側からの推計値との調整
- ③ 資料 5 によるエネルギー関係推計値との調整

### 5. 産出額推計

(1) その他の木製品

とくに需要先別資料がないので、品目群ごとに次のように推計した。

- ① 「建築用木製品」は大部分建設部門へ産出したが、建設の中の部門別配分は投入側（建設省）が行った。
- ② 「漆器製品」は大部分家計に産出した。
- ③ 「機械器具木部」は関連する機械部門の試算投入額をウエイトにして配分した。
- ④ 木型の一部を資本形成に産出した。
- ⑤ その他は投入側からの推計値をもとに調整した。

(2) 木製家具・建具材及びその他の木製家具

- ① すべての部門に産出される性質をもっているが、特に需要先別資料がないので、投入側数値を参考にした。
- ② 細品目（10桁分類）で産出先のわかるものについてはその生産額を該当部門に産出した。

(3) 金属製家具

- とくに産出先別資料がないので投入側の推計値をもとに調整した。

## VII. 紙・パルプ部門

### [パルプ、紙（セロファンを含む）]

#### 1. 概念・定義及び範囲

溶解パルプ（2711-10）

日本標準産業分類の細分類2411「溶解パルプ製造業」の活動とする。

#### （注意点）

パルプ廃液は、50年から調査中止となったため、50年表も計上していない。このため、55年表では、概念から削除する。（製紙パルプも同じ）

製紙パルプ（2711-20）

日本標準産業分類の細分類2412「製紙パルプ製造業」の活動とし、わらパルプ、竹パルプ、粕パルプの活動を範囲に含む。

洋紙・和紙（2712-10）

日本標準産業分類の細分類2421「洋紙製造業」、2423「機械すき和紙製造業」、2424「手すき和紙製造業」の活動とし、大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲に含む。

板紙（2712-20）

日本標準産業分類の細分類2422「板紙製造業」の活動とする。

加工紙（2720-10）

日本標準産業分類の細分類2432「段ボール製造業」、2431「塗工紙製造業」及び2433「壁紙・ふすま紙製造業」の活動とする。

#### （注意点）

アスファルト塗工紙は、45年表以前では「防腐加工品」部門に含まれていたが、50年表以後は当部門に含める。そのため、行部門を「段ボール」及び「塗工紙・建設用加工紙」に分割する。

なお、45年表以前の「防腐加工品」部門は廃止し、アスファルト塗工紙は当部門に格付け、薬品処理木材は、従来の「舗装材料」部門と統合し、3291-30「舗装材料・薬品処理木材」部門とする。

紙製容器（2720-20）

日本標準産業分類の小分類245「紙製容器製造業」の活動とする。

紙製品（2720-30）

日本標準産業分類の小分類244「紙製品製造業」及び細分類2493「紙製衛生材料製造業」、2499「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」の活動とする。

セロファン（2720-40）

日本標準産業分類の細分類2491「セロファン製造業」の活動とする。

## 2. 推計資料（共通資料）

番号	資料名	年次	出所	備考
1	紙パルプ統計年報	55年	通商産業省	生産額、投入額、産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、投入額
3	雑貨統計年報 (日用品、陶磁器等編)	〃	〃	生産額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
5	産業連関表	50年	行政管理庁	参考
6	輸出・輸入及び関税統計	55年	大蔵省	産出額
7	紙流通統計年報 (紙幣用和紙)	〃	通商産業省 大蔵省印刷局	〃
8	エネルギー消費構造統計	55年	通商産業省	投入額

## 3. 生産額推計

- (1) 溶解パルプ、製紙パルプ、洋紙・和紙及びセロファンは資料1を用いて、生産数量に販売単価を乗じて推計した。ただし、洋紙・和紙のうち紙幣用紙は大蔵省印刷局の決算書を用いた。
- (2) 加工紙のうち段ボールは資料3を用いて生産数量に販売単価を乗じて推計した。
- (3) (1), (2)以外の部門は資料2を用いて以下の合計を生産額とした。

- ① 製造品出荷額+製品在庫純増額（細品目別）
- ② 半製品・仕掛品在庫純増額

## 4. 投入額推計

- (1) 1次推計値を次により算出した。
  - ① 主要原材料、燃料、電力について資料1を用いて推計した。
  - ② 間接費は資料4を用いて推計した。
- (2) 1次推計値に対し次の検討を加え調整した。
  - ① 産出側推計値の検討
  - ② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討
  - ③ 資料9を用いた推計値との調整

## 5. 産出額推計

生産動態統計の原材料使用量を用いて推計したもののはかは投入側推計値をもとに調整した。

## 〔繊維板〕

### 1. 概念・定義及び範囲

繊維板 (2712-40)

日本標準産業分類の細分類2224「パーティクルボード製造業」、2492「繊維板製造業」の活動とする。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	建材統計年報	55年	通商産業省	生産、投入、産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、投入額
3	輸出、輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額
5	化学便覧	〃	日本化学会	〃

## 3. 生産額推計

- (1) 生産動態統計調査の結果を採用し、下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

- (2) 部門別の半製品・仕掛品の増減額については工業センサス（日本標準産業分類細分類）から下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛品額} - 54\text{年末半製品・仕掛品額}$$

## 4. 投入額推計

投入額推計にあたっては、第1段階として工業センサス（産業編）から主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれ大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料及び別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し、各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

### (1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、産出側と調整して決定した。

### (2) 原料炭、コークス、無煙炭・亜炭、一般炭

産出側（資源エネルギー統計調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分投入した。

### (3) 重油（A・B・C）

産出側（資源エネルギー統計調査室）からの総額を50年表の投入比率により各部門別に配分した。

(4) 電力（事業用、自家発）  
(ア) 事業用電力については主として工業センサスの購入電力使用額を採用した。

(イ) 自家発電については資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

(6) 粗付加価値

(ア) 旅費、交際費、福利厚生費

鉱工業投入調査結果により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

(イ) 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数および現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

(ウ) 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上投入した。

(エ) 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整した。

(オ) 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

5. 産出額推計

繊維板の産出については繊維板及びパーティクルボードの需要部門別内訳（繊維板工業会資料）により大枠として建設、電機機器、自動車、造船、車両部門に産出し、投入側と調整を行った。

## IX. 印刷・出版部門

### 1. 概念・定義及び範囲

新聞 (2800—10)

日本標準産業分類の小分類251「新聞業」の活動とする。

印刷 (2800—91)

日本標準産業分類の小分類253「印刷業」、254「製版業」、255「製本業・印刷物加工業」、259「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の活動とする。なお、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、削除する。

出版 (2800—92)

日本標準産業分類の小分類252「出版業」の活動とする。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額、投入額
2	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
3	紙・パルプ統計年報	〃	〃	〃
4	日本新聞年鑑	56年		〃(付加価値)
5	決算書、予算書	54年 55年		生産額、投入額
6	出版年報	55年	全協出版科学研究所	投入額
7	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

### 3. 生産額推計

(1) 新聞及び出版は資料1を用いて推計した。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額

② 新聞広告料金收入又は雑誌広告料金收入

③ 半製品・仕掛品在庫純増額

(2) 印刷は資料1及び5を用いた。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額

② 半製品・仕掛品在庫純増額

③ 官報印刷、紙幣印刷（資料5）

### 4. 投入額推計

(1) 新聞

主要原材料については資料2の調査票を用いて投入割合を算出した。又、資料3による新聞業への紙の出荷量を利用した。

間接費は資料3を用いた。

付加価値部門は資料1及び4の主要指標を用いて推計した。

(2) 印刷

主要投入物及び一般管理費等について資料2を用いて推計した。紙は資料3による印刷業への出荷量を利用した。

付加価値部門は資料1を参考にした。

(3) 出版

主要投入物である紙は資料3の需要先別統計を用いた。その他は印刷業の投入内訳も参考として推計した。

付加価値部門は資料1を参考とした。

### 5. 産出額推計

(1) 新聞

まず家計調査、農家生計費調査を用いて家計消費分を決定し、残りを各産業部門へ配分した。

ただし、広告收入は広告業に産出（トランスマスター）した。

(2) 印刷

各部門による印刷の投入には、①一般管理費的なものとして投入する場合と、②主要投入の1つとして多額に投入

する場合とがある。

②については投入側から決定し、残りを①として各部門へ産出した。

なお、製版活動分は印刷業の自部門投入又は新聞、出版業等に産出した。

### (3) 出版

新聞と同様

## X. ゴム製品部門

### 1. 概念・定義及び範囲

#### ゴム製品 (3000-10)

日本標準産業分類の小分類281「タイヤ・チューブ製造業」283「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」及び289「その他のゴム製品製造業」の活動とする。

#### ゴム製履物 (3000-20)

日本標準産業分類の細分類2821「ゴム製履物・同付属品製造業」の活動とする。

#### プラスチック製履物 (3000-30)

日本標準産業分類の細分類2822「プラスチック製履物・同付属品製造業」の活動とし、合成皮革製靴を含む。

従来、3000-20「ゴム製履物」部門に格付されていたものを、55年表より特掲する。

### 2. 推計資料（共通資料）

番号	資 料 名	年次	出 所	備 考
1	ゴム製品統計年報	55年	通商産業省	生産、投入、産出額
2	工業統計表	〃	〃	生産額、投入額
3	輸出入および関税統計	〃	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	〃	通商産業省	投入額
5	7981の化学商品		化学日報社	〃
6	化学便覧		日本化学会	〃
7	エネルギー消費構造統計	55年	通商産業省	〃
8	自動車タイヤ国内新車用、補修用統計表	〃	日本自動車タイヤ協会	産出額
9	需要部門出荷内訳表	〃	日本ゴム工業会月報(1月~12月)	〃

### 3. 生産額推計

#### (1) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、主として生産動態統計調査（以下「生動」という）及び工業統計調査（以下「センサス」という）結果を用いた。

#### (2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

① 生動で調査している品目（ただし、調査の範囲を限定しているものを除く）については、原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 生動で調査していない品目及び生動の指定品目であるが、調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額（下記算式による）を採用した。

$$\text{生産額} = 55\text{年製品出荷額} + (55\text{年末製品在庫額} - 54\text{年末製品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサスをI-O分類に組替えたものから下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛品} - 54\text{年末仕掛品・仕掛品額}$$

#### (3) 部門別生産額推計

##### ① ゴム製品

主として生動を利用したが、ゴム製品の生動は従業者5人以上の事業所を対象としており、次のような小規模事業所製品は据切りによる脱漏があるため、センサスを採用した。

3000-190-201ゴムホース、3000-190-300工業用ゴム製品、3000-190-400ゴム引布、3000-190-500その他のゴム製品、3000-190-601再生ゴム、3000-190-700練生地

② ゴム製履物、プラスチック製履物  
すべてセンサスを利用した。

#### 4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、才1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、附加価値額、現金給与額、減価償却額、国内消費税額などそれぞれの大枠について把握し、才2段階として生産技術的資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

##### (1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは関係業界

資料を参考にして細分推計した。

(2) 一般炭、亜炭

産出側（資源エネルギー統計調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。

(3) 重油（A, B, C）

産出側（資源エネルギー統計調査室）から産出のあった総額を50年表の投入比率により各部門に配分した。

(4) 電力（事業用、自家発）

① 事業用電力については、主としてセンサスの購入電力使用額を採用した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

(5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

(6) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

鉱工業投入調査結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数および現金給与総額」と調整した。

③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上投入した。

④ 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

## 5. 産出額推計

(1) タイヤ・チューブ

タイヤ・チューブの産出は、その大部分は自動車（二輪自動車を含む）向けであるが、そのほか運搬車用、自転車用、航空機用などがある。産出に際しては、産業向けと補修向けとの大枠を設定し、補修用向けの数値を日本自動車タイヤ協会資料より求めて決定して、残りを生動の用途別比率によって各産業に配分した。

(2) その他のゴム製品

その他のゴム製品の産出は、内容的にはその大部分が工

業用ゴム製品のため各産業部門に産出することとした。

(3) ゴム製履物

家計消費部門に生産額の80%を産出し、残りを50年の産出構成比率によって各産業に配分し投入側と検討して産出した。

(4) プラスチック製履物

家計消費部門に生産額の90%を産出し、残りを50年の産出構成比率によって各産業に配分し、投入側と検討して産出した。

(5) 在庫部門への産出額（各品目共通）

① 生産者製品在庫増減額

下記(i)(ii)により算出した品目別生産者製品在庫額増減額を部門別に組替え積上げ推計した。

(i) 生動で調査している品目については、つぎの算式によった。

製品在庫増減額＝(55年末製品在庫量-54年末製品在庫量)×(55年出荷額÷50年出荷量)

(ii) 生動で調査していない品目はセンサスを採用し、つぎの算式によった。

製品在庫増減額＝55年末製品在庫額-54年末製品在庫額

② 半製品、仕掛品在庫増減額

センサスの日本標準産業分類4桁別の半製品、仕掛品在庫増減額をつぎの算式により計算し、I-O分類に組替えた。

半製品・仕掛品在庫増減額＝55年末製品・仕掛品在庫額-54年末半製品・仕掛品在庫額

③ 流通在庫

経済企画庁推計値を採用した。

## XII. 化学工業製品部門

### 1. 概念・定義及び範囲

アンモニア (3111-10)

アンモニア、液体アンモニア、アンモニア水の生産活動とする。

硫酸 (3111-20)

硫酸の生産活動とする。生産工程中に、発生した硫酸焼鉄は副産物扱いとし、鉄鉱石（国産）部門に競合させる。

カーバイド (3111-30)

カルシウムカーバイドの生産活動とする。

ソーダ工業薬品 (3111-40)

か性ソーダ、ソーダ灰、液体塩素、塩酸、その他のソーダ工業薬品の生産活動とし、日本標準産業分類の細分類「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除いたものに該当

する。

#### タール製品(石油系を除く) (3112-10)

純ベンゾール、クレオソート油、ピッチ、その他のタール製品の生産活動とし、日本標準産業分類の細分類2635「コールタール製品製造業」に該当する。

なお、50年表では、行部門として「精製ナフタリン」を設けていたが、近年、「精製ナフタリン」のウエイトが低下したため、55年ではこの部門を「その他のタール製品」部門に統合した。

#### 環式中間物(石油系を除く) (3112-21)

アニリン、無水フタル酸、その他の環式中間物の生産活動とする。

なお、50年表では、行部門として「アニリン」、「無水フタル酸」、「その他の環式中間物」が設けられていたが、生産額が小さいため統合した。

#### エチルアルコール (3112-22)

日本標準産業分類の細分類2634「発酵工業」のうち、エチルアルコールの生産活動とする。

なお、石油化学製品のエチルアルコールは、「その他の石油化学製品」に含まれる。

#### メタノール系誘導品 (3112-30)

精製メタノール、ホルマリン、その他のメタノール系誘導品(ぎ酸、しゅう酸、ウロトロピン、塩化メチル、ペンタエリスリトール等)の生産活動とする。

#### 鎖式中間物 (3112-40)

無水酢酸、モノクロル酢酸、トリクロルエチレン、テトラクロルエチレン、メラミン等の生産活動とする。

なお、50年表では、水銀とアセチレンによる製造のため「アセチレン系誘導品」という名称であったが、水俣病によりアセチレンからではなく、エチレンから製造されるようになったため、名称を変更した。

#### 可塑剤 (3112-50)

日本標準産業分類の細分類2639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤製造業に該当する生産活動とする。

#### 油脂加工製品 (3112-70)

精製グリセリン、その他の油脂加工製品の生産活動とする。

なお、生産工程中に発生する石けんは副産物扱いとし、石けん、界面活性剤部門を競合部門とする。

#### 石油化学基礎製品 (3113-10)

ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、分解ガソリン、トップガスの生産活動とする。

なお、生産工程中に発生する液化石油ガス及び硫黄は副産物扱いとし、液化石油ガス部門及び硫化鉱・硫黄部門を競合部門とする。

#### 石油化学系芳香族製品 (3113-20)

改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゾール、純トルオール、キシロール、芳香族溶剤の生産活動とする。

#### その他の石油化学製品(石油系合成樹脂を除く) (3113-90)

エチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン等芳香族製品からつくられる石油化学製品(無水フタル酸、スチレンモノマー、酢酸、合成アセトン、合成ブタノール、合成ゴム、その他の石油化学製品)の生産活動とする。

なお、生産工程の段階で回収される硫安は副産物扱いとし、「硫安」を競合部門とする。

#### 繊維原料用合成樹脂 (3116-10)

酢酸繊維素(アセチルセルロース)、酢酸ビニル、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂及びカブロラクタムの生産活動とする。

なお、生産工程中に回収される硫安は副産物扱いとし、「硫安」を競合部門とする。

#### 熱硬化性樹脂 (3117-10)

フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、ウレタンフォーム、けい素樹脂の生産活動とする。

エポキシ樹脂の活動は3117-30「石油合成樹脂」部門に含まれる。

#### 塩化ビニル (3117-20)

塩化ビニルモノマー、塩化ビニル樹脂の生産活動とする。

#### 石油系合成樹脂 (3117-30)

#### 2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	化学統計年報	55年	通商産業省	生産、投入 産出額
2	工業統計表	"	"	生産額、 投入額
3	輸出、輸入及び 関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査 結果表	"	通商産業省	投入額
5	7881の化学商品		化学日報社	"
6	化学便覧		日本化学会	"
7	エネルギー消費 構造統計	"	通商産業省	"

石油系合成樹脂であるポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、ポリブテン、エポキシ樹脂、石油樹脂の生産活動とする。

#### その他の合成樹脂 (3117-90)

メタクリル酸エステル、メタクリル樹脂、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネートなどの生産活動とする。

なお、生産工程中に回収される硫安は副産物扱いとし、「硫安」を競合部門とする。

#### アンモニア系肥料 (3118-11)

硫酸アンモニウム、硝酸アンモニウム、尿素、硫りん安、りん硝安、硫りん安系成肥料、塩化アンモニウムの生産活動とする。

なお、生産工程中で発生する化学石こうは副産物扱いとし、窯業原料鉱物を競合部門とする。

#### りん酸質肥料 (3118-12)

過りん酸石灰、重過りん酸石灰、熔成りん肥、焼成りん肥、化成肥料(硫りん安系、りん酸液系を除く)、NK化成の生産活動とする。

#### 石灰窒素 (3118-13)

日本標準産業分類の細分類2611「窒素及びりん酸質肥料製造業」のうち石灰窒素製造業の活動とする。

#### その他の化学肥料 (3118-19)

配合肥料、硫酸カリ、その他の化学肥料(けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料等)の生産活動とする。

#### 無機薬品 (3119-10)

二硫化炭素、亜鉛華、酸化チタン、カーボンブラック、その他の無機薬品(硫酸塩、亜硫酸塩、硫化物、明ばん、ふつ化物、りん及び化合物、りん酸ナトリウム、りん酸カリウム、カリウム塩、バリウム塩、亜鉛化合物、鉛化合物、クロム酸塩、水銀化合物、鉄化合物、顔料、活性炭、硝酸、硫酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、その他の無機薬品)の生産活動とする。

なお、生産工程中に発生する化学石こう、回収硫安、硅酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ窯業原料鉱物、硫安、その他の化学肥料を競合部門とする。

#### 高圧ガス (3119-20)

日本標準産業分類の細分類2624「圧縮ガス・液化ガス製造業」の活動とする。

#### 合成染料 (3119-50)

直接染料、酸性染料、その他の合成染料及びピグメントレジンカラーの生産活動とする。

#### その他の基礎薬品 (3119-90)

鎖式有機酸(酒石酸、ぐえん酸、こはく酸、乳酸、吐酒

石)、エーテル、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、フルフラール、天然樹脂製品、木材化学製品等の生産活動とする。

なお、ガソリン添加剤は本部門より除かれ「その他の最終化学製品」部門に含まれる。

#### 塗料 (3130-00)

日本標準産業分類2654「塗料製造業」の活動とする。

#### 石けん・界面活性剤 (3192-10)

日本標準産業分類の細分類2652「石けん・合成洗剤製造業」、2653「界面活性剤製造業(石けん・合成洗剤を除く)」の活動とする。

#### 化粧品・歯磨 (3192-20)

日本標準産業分類の細分類2695「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の活動とする。

#### 印刷インキ (3192-30)

日本標準産業分類の細分類2655「印刷インキ製造業」の活動とする。

なお、希釈・製造用ワニスは本部門に含む。

#### 火薬類 (3192-61)

日本標準産業分類の細分類2691「産業用火薬類製造業」、2692「武器用火薬類製造業」、3987「煙火製造業」の活動とする。

#### 写真感光材料 (3192-70)

写真用フィルム(X線用フィルム・ロールフィルム・映画用フィルム・特殊フィルム)写真用乾板、印画紙、青写真感光紙、複写感光紙の生産活動をいう。日本標準産業分類の細分類2697「写真感光材料製造業」のうち、写真用化學薬品を除く活動とする。

なお、写真用化學薬品は「その他の最終化学製品」部門に含まれる。

#### その他の最終化学製品 (3192-90)

日本標準産業分類2656「洗浄剤・みがき用剤製造業」、2639「その他の有機化工业製品製造業」のうち人口甘味剤製造業、2694「香料製造業」、2696「ゼラチン・接着剤製造業」、2697「写真感光材料製造業」のうち写真用化學薬品製造業、2699「他に分類されない化工业薬品製造業(試薬、筆記用インキ、スタンプ用インキ、淨水剤、イオン交換樹脂、防臭剤等)」の生産活動とする。

なお、蚊とり線香製造業の活動は「医薬品」部門、事務用のり製造業、墨・墨汁製造業の活動は「筆記具」部門、線香製造業の活動は「その他の製造業」部門にそれぞれ含まれる。

### 3. 生産額推計

#### (1) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、主として生産動態統計調査(以下「生動」という)及び工業統計調査(以下「センサス」という)結果を用いた。

#### (2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ、部門別生産額を推計した。

- ① 生動で調査している品目(ただし調査の範囲を限定しているものを除く)については原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

- ② 生動で調査していない品目及び生動の指定品目であるが調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額(下記算式による)を採用した。

$$\text{生産額} = 55\text{年製造品出荷額} + (55\text{年末製造品在庫額} - 54\text{年末製造品在庫額})$$

- ③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス(日本標準産業分類細分類別)から下記計算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品}$$

$$\text{仕掛品額} - 54\text{年末半製品・仕掛品額}$$

#### (3) 部門別生産額推計

- ① 主として生動を資料とした部門

##### 3111-10 アンモニア

生産量は生動による数量を採用した。なお、アンモニアはその大部分が生産工場でアンモニア系肥料、繊維原料用合成樹脂用として自家消費され、他の工業向けは主として液体アンモニア・アンモニア水として出荷されるため、生産者価格は製造業者数社の聞き取り調査による平均単価を用いた。

##### 3111-20 硫酸

##### 3111-30 カーバイト

生産量は生動による数量を採用した。なお、価格は自家消費分については製造業者の聞き取り調査により90,000円/tを採用、出荷分については「生動」による出荷価格112,500円/tを採用し、その加重平均価格によった。

##### 自家消費分

$$90,000\text{円/t} \times 376,843\text{t} = 33,915,870\text{千円}$$

##### 出荷分

$$112,500\text{円/t} \times 175,944\text{t} = 20,243,700\text{千円}$$

##### 平均価格

$$54,159,570\text{千円} \div 556,787\text{t} = 97,300\text{円}$$

#### 生産額

$$97,300\text{円} \times 550,460 = 53,559,758\text{千円}$$

##### 3111-40 ソーダ工業薬品

##### 3112-10 タール製品(非石油系)

##### 3111-21 環式中間物(非石油系)

ただし、3112210-109その他の環式中間物は〔センサス263629その他の環式中間物-生動の環式中間物品目群(I-O特掲品目)の合計〕によって推計した。

##### 3112-22 エチルアルコール

##### 3112-30 メタノール系誘導品

##### 3112-40 鎮式中間物

##### 3112-50 可塑剤

##### 3112-70 油脂加工製品

##### 3113-10 石油化学基礎製品

##### 3113-20 石油化学系芳香族製品

##### 3113-90 その他の石油化学製品(石油系合成樹脂を除く)

##### 3116-10 繊維原料用合成樹脂

##### 3117-10 熟硬化性樹脂

##### 3117-20 塩化ビニル

##### 3117-30 石油系合成樹脂

##### 3117-90 その他の合成樹脂

##### 3118-11 アンモニア系肥料

##### 3118-12 りん酸質肥料

##### 3118-13 石灰窒素

##### 3118-19 その他の化学肥料

##### 3119-10 無機薬品

ただし、3119-190-168その他の無機薬品は〔センサス262319その他の無機顔料+262914カリウム塩類+262932バリウム塩類+262939その他の無機化学工業薬品-生動の無機薬品品目群(I-O特掲品目)の合計〕によって推計した。

その他の無機化学工業薬品-生動の無機薬品品目群(I-O特掲品目)の合計]によって推計した。

##### 3119-20 高圧ガス

ただし、3119-200-801その他の圧縮ガスは〔センサス262419その他の圧縮ガス-生動の高圧ガス品目群(I-O特掲品目)の合計〕によって推計した。

##### 3119-50 合成染料

##### 3119-90 その他の基礎薬品

##### 3192-10 石けん・界面活性剤

##### 3192-30 印刷インキ

##### 3192-61 火薬類

ただし、3192-619-301煙火はセンサス398711煙火を

採用した。

### 3192-70 写真感光材料

#### ② 主としてセンサスを資料とした部門

部門内の全部または大半の品目が生動の指定調査品目でないもの及び生動の調査範囲が規模限定されているため規模以下の事業所分の生産額が脱漏するもの。

### 3130-00 塗 料

### 3192-20 化粧品・歯磨

### 3192-90 その他の最終化学製品

ただし、3192-900-115触媒は生動を採用した。

## 4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税などそれぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

#### (1) 原 材 料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは関係業界資料を参考にして細分推計した。

#### (2) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭

産出側（資源エネルギー統計調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分投入した。

#### (3) 重 油 (A, B, C)

産出側（資源エネルギー統計調査室）からの総額を50年表の投入比率により各部門別に投入し、エネルギー消費構造統計の消費額とを勘案し調整投入した。

#### (4) 灯油, L. P. G.

産出側（資源エネルギー統計調査室）からの総額を50年表の投入比率により各部門別に投入し、エネルギー消費構造統計（I-O組替）の消費額とを勘案し調整投入した。

#### (5) 電 力 (事業用・自家発)

① 事業用電力については主としてセンサスの購入電力使用額を採用した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁計画課より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

#### (6) 間 接 費

主として鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

#### (7) 粗付加価値

##### ① 旅費、交際費、福利厚生費

鉱工業投入調査結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整のうえ決定した。

##### ② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数及び現金給与総額」とを勘案して調整投入した。

##### ③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整のうえ投入した。

##### ④ 間接税

センサスの内国消費税を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整のうえ投入した。

##### ⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整のうえ投入した。

## 5. 産出額推計

部門別産出額推計は投入額推計作業とほぼ平行して行われたが、投入額推計にあっては、生動、センサス、鉱工業投入調査、化学工業原単位及び関係業界資料など比較的安定した資料があるため、ある程度精度のある推計が出来た。

しかし、産出額推計については投入額推計ほど安定した産出比率を求め得る資料がなかった。したがって、各部門別の産出額推計にあたっては、①生動の原材料統計から業種別原材料品目別消費量を取り生産者価格を乗じて求めた。②産出推計資料のない部門については、産出先部門の投入推計を用いたが、産出先部門の投入推計値の合計額が供給額を上回る場合は産出部門の投入推計値の構成比率で供給額を再配分し産出した。

#### (1) 在庫部門への産出額 (各品目共通)

① 生産者製品在庫増減額 下記(I)(II)により算出した額を、各部門別に組替え積上げ推計した。

(I) 生動で調査している品目については、つぎの算式によった。

製品在庫増減額 = (55年末在庫量 - 54年末在庫量) × (55年出荷額 ÷ 55年出荷量)

(II) 生動で調査していない品目はセンサスを採用し、

つぎの算式によった。

製品在庫増減額=55年末製品在庫額-54年末製品在庫額

(2) 半製品・仕掛品在庫増減額

センサスの日本標準産業分類4桁別の半製品・仕掛品在庫増減額をつぎの算式により計算し、I-O分類に組替えた。

半製品・仕掛品在庫増減額=55年末半製品・仕掛品在庫額-54年末半製品・仕掛品在庫額

(3) 流通在庫

経済企画庁推計値を採用した。

[マッチ]

1. 概念、定義及び範囲

日本標準産業分類の細分類3986「マッチ製造業」の生産活動とする。

2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額
2	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
3	エネルギー消費構造統計表	〃	〃	〃
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

3. 生産額推計

資料1を用いて以下の合計額を生産額とした。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額

② 半製品・仕掛け品在庫純増額

4. 投入額推計

(1) 1次推計値は資料2を用いて推計した。

(2) 1次推計値に次の検討を加え調整した。

① 産出側からの推計値との調整

② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討

③ 資料3による推計値との調整

5. 産出額推計

投入側推計値をもとに調整した。

## XII 窯業・土石製品部門

[窯業土石製品(ガラス製品、陶磁器以外)]

1. 概念・定義・範囲

昭和55年表における窯業・土石製品部門の概念・定義・範囲はつぎのとおりである。

3310-10 耐火物

日本標準産業分類の小分類305「耐火物製造業」の生産活動とする。

3310-90 その他の建設用土石製品

日本標準産業分類の小分類303「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類3096「石こう製品製造業」の生産活動とする。

3320-10 板ガラス

日本標準産業分類の細分類3011「板ガラス製造業」、3012「板ガラス加工業」のうち鏡を除く生産活動とする。

3340-00 セメント

日本標準産業分類の細分類3021「セメント製造業」の生産活動とする。

3390-10 炭素製品

日本標準産業分類の小分類306「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動とする。

3390-20 研磨材

日本標準産業分類の小分類307「研磨材・同製品製造業」の生産活動とする。

3390-30 石綿製品

日本標準産業分類の細分類3095「石綿製品製造業」の生産活動とする。

3390-41 生コンクリート

日本標準産業分類の細分類3022「生コンクリート製造業」の生産活動とする。

3390-42 その他のセメント製品

日本標準産業分類の細分類3023「コンクリート製品製造業」、3029「その他のセメント製品製造業」の生産活動とする。

3390-90 その他の土石製品

日本標準産業分類の細分類3082「人工骨材製造業」、3083「石工品製造業」、3084「けいそう土・同製品製造業」、3085「鉱物・土石の粉碎等処理業」、3094「岩綿・鉱さい綿・同製品製造業」、3097「石灰製造業」、3099「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動とする。

なお、碎石製造業の活動は1420-00「砂利石材」部門に含まれる。

## 2. 推計資料

### (1) 共通資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	窯業統計年報	55年	通商産業省	生産・投入・産出額
2	建材統計年報	〃	〃	〃
3	工業統計表	〃	〃	生産額・投入額
4	輸出輸入及び 関税統計	〃	大蔵省	産出額
5	鉱工業投入 調査結果表	〃	通商産業省	投入額
6	化学統計年報	〃	〃	生産・投入・産出額
7	化学便覧	〃	日本化学会	産出額・投入額
8	窯業工学 ハンドブック	〃	窯業協会	参考

## 3. 生産額推計

### (1) 推計資料

各部門別の生産額推計にあたっては、生産動態統計調査（以下「生動」という）および工業統計調査（以下「センサス」という）の結果を用いた。

### (2) 推計方法

部門別生産額推計は、下記要領により品目別生産額を算出し、当該部門ごとに品目別生産額を積上げ部門別生産額を推計した。

① 生動で調査している品目（ただし調査の範囲を限定しているものを除く）については原則として生動の調査結果を用い、下記算式により推計した。

$$\text{生産額} = \text{生産数量} \times (\text{出荷金額} \div \text{出荷数量})$$

② 生動で調査していない品目及び生動の指定品目であるが、調査の範囲を限定しているものはセンサスの生産額（下記算式による）を採用した。

$$\text{生産額} = 55\text{年製造品出荷額} + (55\text{年末製造品在庫額} - 54\text{年末製造品在庫額})$$

③ なお、部門別の半製品・仕掛品の増減額はセンサス（日本標準産業分類）から下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛品} - 54\text{年末半製品・仕掛品額}$$

### (3) 部門別生産額推計

#### ① 主として生動を資料とした部門

##### (1) 窯業統計年報

3310-10 耐火物

3310-90 その他の建設用土石製品

ただし、3310900-101普通れんが、3310900-301いぶしかわら、3310900-302うわ薬かわら、塩焼かわら、3310900-401陶管（土管を含む）、3310900-501その他

の建設用粘土製品はセンサスを採用した。

3320-10板ガラス（安全ガラスを含む）

3340-00 セメント

3390-10 炭素製品

ただし、3390100-101ピッチコークスはセンサス（273114）を採用した。

3390-20 研磨材

ただし、3390200-101研磨材（天然、人造）[センサス307111]、3390200-301研磨布紙[センサス307311]、3390200-401その他の研磨材、同製品[センサス307919]はセンサスを採用した。

##### (ii) 建材統計年報

3390-30 石綿製品

#### ② 主としてセンサスを資料とした部門

部門別の全部または大半の品目が生動の指定調査品目でないもの、および生動の調査範囲が規模限定されているため規模以下の事業所分の生産額が脱漏するもの。

3390-41 生コンクリート

3390-42 その他のセメント製品

ただし、3390421-101コンクリート系パネルは生動を採用した。

3390-90 その他の土石製品

ただし、3390900-101生石灰、3390900-101消石灰、3390900-103軽質炭酸カルシウムは生動を採用した。

## 4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などそれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料および別途I-O表作成のための特別調査によって得られた投入内訳比率、すなわち原単位を使用し、各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

#### (1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、生動で調査していない副資材的なものは、関係業界資料を参考にして細分推計した。

#### (2) 原料炭、コークス、無煙炭・亜炭、一般炭

産出側（資源エネルギー統計調査室）の総額を実際に消費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分投入した。

### (3) 重油 (A, B, C)

産出側（資源エネルギー統計調査室）から産出のあった総額を、50年表の投入比率により各部門別に投入し、エネルギー消費構造統計 I-O 組替（消費額と勘案し調整投入した。

### (4) 電力（事業用、自家発）

- ① 事業用電力については、主としてセンサスの購入電力使用額を採用した。
- ② 自家発電については、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発自家消費）により投入した。

### (5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配分した。

### (6) 粗付加価値

- ① 旅費、交際費、福利厚生費  
鉱工業投入調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整の上決定した。

#### ② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示の「部門別雇用者数および現金給与総額」とを勘案し調整投入した。

#### ③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整の上投入した。

#### ④ 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

#### ⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し、経済企画庁と調整の上投入した。

## 5. 産出額推計

### (1) 耐火物

耐火煉瓦の産出については、ほとんどが建設用であるが、一部工業窯炉と輸出に産出し、残りを建設部門に産出した。

### (2) その他の建設用土石製品

自部門、軽量鉄骨系パネル、医療（国公立、非営利、産業）部門に産出し、残りを建設部門に産出した。

### (3) 板ガラス

板ガラスの産出については、主として自動車部門、自動車修理、建設部門に産出し、他の産業部門については投入側の数値を採用した。

### (4) セメント

セメントの産出については、生コンクリート及びその他のセメント製品部門は投入側の数値を採用し、残りを建設部門に産出した。

### (5) 炭素製品

炭素製品の産出は内容的にはほとんどが工業用のため、各産業部門に産出することとした。

産出方法は推計資料がきわめて少ないので、50年の産出構成を参考にして振り分けを行って試算値とし、調整作業の段階で投入側と調整して産出した。

### (6) 石綿製品

石綿製品の産出については、石綿製品の需要部門内訳（日本石綿製品工業会資料）により電気機械、建設、造船、車両部門に産出し、投入側と調整を行った。なお、石綿製品のうち、ブレーキライニング（自動車用）は生産額の金額を自動車部門に産出した。

### (7) 生コンクリート

生コンクリートの産出については一部軽量鉄骨系パネル部門に産出し、残りを建設部門に産出した。

### (8) コンクリート・パネル

コンクリート・パネルは全額建設部門に産出した。

### (9) その他のセメント製品

その他のセメント製品の産出については一部公務（中央、地方）部門に産出し、残りを建設部門に産出した。

### (10) その他の土石製品

その他の土石製品の産出方法は推計資料がきめて少ないので、50年の産出構成を参考にして振り分けを行って試算値とし、調整作業の段階で投入側と調整して産出した。

## [ガラス製品及び陶磁器]

### 1. 概念・定義及び範囲

#### ガラス製品 (3320-20)

日本標準産業分類の細分類3012「板ガラス加工業」のうち鏡、3013「ガラス製加工素材製造業」、3014「ガラス容器製造業」、3015「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、3016「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」、3017「ガラス繊維・同製品製造業」、3019「その他のガラス・同製品製造業」及び3995「魔法びん製造業」のうち魔法びんケースを除いたものの生活活動とする。

#### 陶磁器 (3330-00)

日本標準産業分類の小分類304「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動とする。

## 2. 推計資料(共通資料)

番号	資料名	年次	出所	備考
1	窯業統計年報	55年	通商産業省	生産額
2	工業統計表(組替表)	〃	〃	〃
3	鉱工業投入調査結果表	〃	〃	投入額
4	産業連関表	50年	行政管理庁	〃
5	石油等消費構造統計表	55年	通商産業省	〃
6	輸出・輸入及び関税統計	〃	大蔵省	産出額

## 3. 生産額推計

- (1) ガラス繊維製品は、資料1の生産数量に販売単価を乗じて生産額とした。
- (2) (1)以外のガラス製品及び陶磁器は資料2により、製造品出荷額+製品在庫純増+半製品・仕掛品在庫純増を生産額とした。

## 4. 投入額推計

- (1) 主原材料、燃料動力費及びその他の間接費は鉱工業投入調査票及び資料3を用いて1次推計値とした。
- (2) 1次推計値に対し、次の推計値を検討し調整した。
  - ① 試算推計値、産出側からの推計値
  - ② 資料5による推計値

## 5. 産出額推計

品目名により需要先が推定出来るもの以外はとくに資料がないので、投入側推計値をもとに調整した。

# XIII 鉄鋼部門

## 1. 概念・定義及び範囲

### 銑鉄(3411-00)

高炉銑及び高炉によらない銑鉄(電炉銑、木炭高炉銑、小形高炉銑、再生炉銑)の生産活動とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

生産工程中に発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鉱滓バラスト、硅酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ、他の石炭乾溜製品、窯業原料鉱物、砂利石材、その他の化学肥料を競合部門とする。

なお、鉄粉製造業の活動は、3418-90「他の鉄鋼製品」部門に含まれる。

### フェロアロイ(3413-00)

日本標準産業分類3123「フェロアロイ製造業」の活動とする。

生産工程中に発生する炉ガス、硅酸石灰は副産物扱いとし、それぞれその他の石炭乾溜製品、他の化学肥料を競合部門とする。

### 粗鋼(3414-00)

転炉、電炉による鋼塊製造の活動とする。

生産工程中に発生する鉱滓は副産物扱いとし、砂利石材を競合部門とする。

### 熱間圧延鋼材(3415-00)

鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動とする。

ただし、鋼半製品は中間製品扱いとし、原則として生産額には計上しない。

### 鋼管(3416-00)

熱間钢管、冷けん钢管、めっき钢管の生産活動とする。

### 冷間仕上及びめっき鋼材(3417-00)

冷間ロール成形型鋼、みがき帶鋼、冷延鋼板、冷延広幅帶鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、硬鋼線、溶接棒芯線、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動とする。

### 鍛鋼(3418-10)

日本標準産業分類の細分類3161「鍛鋼製造業」の生産活動とする。

### 鋳鋼(3418-20)

日本標準産業分類の細分類3163「鋳鋼製造業」の生産活動とする。

### 鋳鉄管(3418-30)

日本標準産業分類の細分類3172「鋳鉄管製造業」の生産活動とする。

### その他の鉄鋼製品(3418-90)

日本標準産業分類の小分類319「その他の鉄鋼業」のうち鉄スクラップ加工処理業を除いたものの生産活動とする。

品目の定義範囲は「生動」の品目分類を採用しており、「鉄鋼統計年報」に掲載されているものを採用している。

副産物(鉱滓、鉱滓バラスト、高炉ガス灰、けい酸石灰、電炉ガス、高炉ガス)は、「製鐵業参考資料」の品目分類を参考にした。なお、生産工程で発生した鉄くずは「鉄鋼統計年報の原材料統計」よりそれぞれ発生源別に区別し、各部門に発生させたが生産額には含まれていない。

## 2. 推計資料

昭和55年表作成に当たり推計資料として使用した主なものは下記の通りである。

	資 料 名	年 次	出 所
1	鉄鋼統計年報	昭和55年	通産産業省
2	工業統計表	昭和55年	通商産業省
3	鉱工業投入調査結果	昭和55年	通商産業省
4	輸出・輸入及び関税統計	昭和55年	大蔵省
5	産業連関表	昭和50年	行政管理庁
6	エネルギー消費構造統計	昭和55年	通商産業省

## 3. 生産額推計

「その他の鉄鋼製品」以外の部門は、資料1の生産数量に資料2又は業界団体に対するヒアリング（フェロアロイ）による生産単価を乗じて求めた。

「その他の鉄鋼製品」は資料2から製造品出荷額+製品在庫純増（細品目別）及び半製品・仕掛品在庫純増の合計とした。

## 4. 投入額推計

(1) 1次推計値は、次のものを利用した。

① 資料1の原材料・燃料消費量にそれぞれの生産単価を乗じた値。

② 資料3。

(2) 1次推計に以下の検討、調整を加えた。

① 産出側推計値との調整。

② 試算推計値とのかい離の大きいものの検討。

③ 資料6によるエネルギー関係推計値との調整。

## 5. 産出額推計

投入側推計値、資料1の需給統計（品目別、派出先部門別）及び試算推計値をもとに推計し、調整した。

なお、鉄屑については、まず全消費量を資料1の原料統計から求め、これに合致する量を各部門から発生させることとした。

## XIV 金属製品部門

金属製品は軽量鉄骨系パネル、その他の鉄構物、金属製ドア・シャッター、その他の建設用金属製品、家庭用金属製品、道具類及びその他の金属製品に分かれるが、このうちその他の鉄構物と道具類はXV機械部門で述べている。

### 1. 概念・定義・範囲

軽量鉄骨系パネル（3501-11）

日本標準産業分類の細分類3341「建設用金属製品製造業」のうち軽量鉄骨系パネルの生産活動とする。

金属製ドア・シャッター（3501-21）

日本標準産業分類の細分類3342「建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）」のうち金属製ドア、サッシ、シャッターの生産活動とする。

その他の建設用金属製品（3501-29）

日本標準産業分類の細分類3329「その他の金物類製造業」、小分類333「暖房装置・配管工事用付属品製造業」、細分類3342「建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）」のうち金属製ドア、サッシ、シャッターを除いたもの、3343「製かん板金製造業」のうちふろがま、板金製タンク、3361「くぎ製造業」、3369「他に分類されない金属線製品製造業」のうち金網、鋼索及び3371「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」のうちボルト・ナット・リベット・座金の生産活動とする。

家庭用金属製品（3502-10）

日本標準産業分類3171「銑鉄鋸物製造業」のうち日用品用銑鉄鋸物、3173「可鍛鋳鉄製造業」のうちその他の可鍛鋳鉄鋸物、3241「非鉄金属鋸物製造業（ダイカストを除く）」のうちアルミニウム・同合金鋸物及び銅・同合金鋸物、3321「洋食器製造業」、3323「利器工匠器具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）」のうち理髪用刃物、ほう丁、ナイフ類及びはさみ、3954「針・ピン・ホック・スナップ・同関連製品製造業」、3351「打抜・プレス加工アルミニウム・同合金製品製造業」のうちアルミニウム製台所・食卓用品の活動とする。

その他の金属製品（3502-90）

日本標準産業分類3091「ほうろう鉄器製造業」、3311「ブリキかん・その他のめっき板等製品製造業」、3343「製かん板金製造業」のうちふろがま、板金製タンクを除いたもの、小分類335「金属打抜・被覆・彫刻業・熱処理業（ほうろう鉄器を除く）」のうちアルミニウム製台所・食卓用品を除いたもの、細分類3371「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」のうち、ボルト・ナット・リベット・座金を除いたもの、3369「他に分類されない金属線製造業」のうち金網、鋼索を除いたもの、3399「他に分類されない金属製品製造業及び3995「魔法びん製造業」のうち魔法びんケースの活動とし、大蔵省造幣局の行う貨幣の生産活動を範囲に含む。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額・投入額
2	建材統計年報	"	"	" "
3	鉄鋼統計年報	"	"	" "
4	輸出・輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
5	鉱工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
6	エネルギー消費構造統計	"	"	"
7	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

## 3. 生産額推計

### (1) 軽量鉄骨系パネル

資料2を用いて生産数量×出荷単価を生産額とした。

なお、半製品・仕掛品在庫純増は資料1によった。

### (2) (1)以外の各部門は資料1を用いて次の合計を生産額とした。

① 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)

② 半製品在庫純増額

ただし、その他の金属製品の中の貨幣は大蔵省造幣局資料によった。

## 4. 投入額推計

(1) 1次推計値は資料2、3の原材料統計、資料3及び試算推計値を利用した。

(2) 1次推計値をもとに産出側推計値、資料6によるエネルギー関係推計値と調整を行った。

## 5. 産出額推計

建設材は建設部門に産出し、その中の細分化は建設省が行った。その他は産出側推計値をもとに調整した。

## XV 機械部門

### 1. 概念・定義及び範囲

#### 弾薬類(3192-62)

日本標準産業分類の小分類383「銃弾製造業」、384「砲弾製造業(装てん組立業を除く)」、385「銃砲弾以外の弾薬製造業(装てん組立業を除く)」、386「弾薬装てん組立業(銃弾製造を除く)」の活動とする。

#### 機械用鋳鍛造品(鉄)(3418-40)

日本標準産業分類の細分類3171「銅鐵鋳物製造業」(日用品銅鐵鋳物、鋳鐵管、可鍛鋳鐵を除く)、3173「可鍛鋳鐵製造業」、3162「鋳工品製造業」の活動範囲とする。

なお、日用品銅鐵鋳物製造業の活動は3502-10「家庭用金属製品」部門に含まれる。

#### 機械用鋳鍛造品(非鉄)(3429-10)

日本標準産業分類の小分類324「非鉄金属鋳物製造業」の活動とし、鋳鍛造品及び機械用以外の非鉄金属鋳物は除かれる。

なお、銅、銅合金鋳物及びアルミニウム、同合金鋳物(機械用を除く)の活動は3502-10「家庭用金属製品」に含まれる。

#### その他の鉄構物(3501-19)

日本標準産業分類の細分類3341「建設用金属製品製造業」のうち軽量鉄骨系パネルを除く活動とする。

#### 道具類(3502-20)

日本標準産業分類の細分類3322「機械刃物製造業」、3323「利器工匠具・手道具製造業」のうち工匠具、つるはし、ハンマ・ショベルスコップ、かん切、つめ切、石工用手道具、こて、とび口等、3324「作業用具製造業」、3325「やすり製造業」、3326「手引のこぎり、のこ刃製造業」、3327「農器具製造業(農業用機械を除く)」、3444「機械工具製造業」のうち空気動工具の活動とする。

なお、農業用機械の活動は、3603-10「農業機械」部門に含まれる。

#### 原動機・ボイラ(3601-10)

日本標準産業分類の小分類341「ボイラ・原動機製造業」細分類3613「自動車部品・付属品製造業」のうち、自動車用内燃機関(二輪用を含む)、3645「舶用機関製造業」の活動とする。

#### 工作機械(3602-10)

日本標準産業分類の細分類3441「金属工作機械製造業」及び3443「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業(機械工具・金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・付属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、プローチ盤、研削盤、歯切及び歯車仕上機械、形削盤、堅削盤、ホーニング及びラップ盤、金切のこ盤などである。

#### 金属加工機械(3602-20)

日本標準産業分類の細分類3442「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び3443「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業(機械工具・金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・付属品製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、圧延機械、線引機、製管機、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤフォーミングマシン、入力プレス、ガス溶接器などである。

### 農業機械（3603-10）

日本標準産業分類の小分類342「農業用機械製造業（農器具を除く）」の範囲とし、主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械（トラクタを除く）の生産活動とし、農業用手道具を製造する活動は含まれない。

該当品目は、動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、脱穀機、農業用乾燥機、飼料用機器などである。

なお、農業用手道具は「道具類」に、農業用トラクタは「鉱山・土木建設機械」に分類される。

### 鉱山・土木建設機械（3603-20）

日本標準産業分類の小分類343「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、しゅんせつ、発掘、道路及び航空港建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破碎機・ま碎機及び選別機及びトラクタなどである。当部門のトラクタには建設用トラクタのほかに運搬用トラクタ及び農業用トラクタも含まれる。

### 化学機械（3603-30）

日本標準産業分類の細分類3478「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は分離機器、熱交換器、混合機、反応用機器、蒸発機器、電解そう、乾燥機器、焼成機などである。

### 繊維機械（3603-40）

日本標準産業分類の小分類345「繊維機械製造業」の生産活動とする。主な製品は、紡績機械、織機、編組機械、などである。

### 食料品加工機械（3603-51）

日本標準産業分類の細分類3461「食料品加工機械製造業」及び3497「包装及び荷造機械」のうちびん詰機械及びかん詰機械の生産活動を範囲とする。

該当品目は、穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、びん詰機械などである。

### 製材木工機械（3603-52）

日本標準産業分類の細分類3462「木工機械製造業」の範囲とし、主として製材所、製板所、箱及び家具製造業者の用いる機械、木型製造業者、合板製造業者、繊維板製造業者の用いる木工機械、家庭用・商業用の木工機械及び運搬が容易な電動式木工機械の生産活動とする。

### パルプ装置・製紙機械（3603-53）

日本標準産業分類の細分類3463「パルプ装置・製紙機械製

造業」の範囲とし、主としてパルプ、紙及び板紙製造に用いる機械の生産活動とする。

該当品目は、パルプ製造機械、長網式抄紙機械、丸網式抄紙機械などである。

### 印刷・製本・紙加工機械（3603-54）

日本標準産業分類の細分類3464「印刷・製本・紙工機械製造業」の範囲とし、主として印刷所、製本所、紙工品製造事業所などで用いる機械の生産活動とする。

該当品目は印刷機械、製本機械、紙工機械、活字鑄造機、製版機械などである。

### 特殊産業機械（3603-57）

日本標準産業分類の細分類3465「鋳造装置製造業」、3466「プラスチック加工機械・同付属装置製造業」及び3469「その他の特殊産業機械製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、鋳造装置、鋳型・鋳型定盤、射出成形機、押出成形機、圧縮成形機、ゴム工業用機械器具、ガラス工業特殊機械、タバコ製造機械・同装置などである。

### ポンプ及び圧縮機（3604-11）

日本標準産業分類の細分類3471「ポンプ・同装置製造業」3472「空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機製造業」及び3477「油圧・空圧機器製造業」の生産活動とする。

該当品目は、単段式うず巻ポンプ、斜流ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用井戸ポンプ、手動ポンプ、油圧ポンプ、油圧モーター、油圧シリンダー、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、遠心送風機、軸流送風機、真空ポンプなどである。

### 運搬機械（3604-12）

日本標準産業分類の細分類3473エレベータ・エスカレータ製造業」及び3474「荷役運搬設備製造業」の範囲とし、主として旅客又は貨物用エレベータ・エスカレータ及び工場、倉庫、鉱山その他産業用のコンベヤ、荷役運搬設備などを生産する活動とする。

該当品目はエレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベア、索道などである。

### 冷凍機・温湿調整装置（3604-14）

日本標準産業分類の細分類3484「冷凍機・温湿調整装置製造業」の範囲とし、主として工業用及び商業用冷凍機・冷藏装置、製氷機、冷凍陳列箱及び温湿調整装置（エアコンディショナを除く）の生産活動とする。

なお、行部門間で細品目を一部入れ替えた。

### サービス用機器（3604-15）

日本標準産業分類の細分類3489「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレ

ス機、自動販売機、娯楽機械などである。

#### 産業用運搬車両（3604—16）

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部品・付属品製造業」の活動のうち、構内運搬車、フォークリフト、ショベルトラック、ストラドルキャリア、産業用トレーラーの生産活動を範囲とする。

#### 工業窯炉（3604—17）

日本標準産業分類の細分類3476「工業窯炉製造業」の範囲とし、主として電気、ガス、油及びその他の燃料を使用する工業窯炉の生産活動とする。

#### その他の一般産業機械及び装置（3604—19）

日本標準産業分類の細分類3475「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、3479「その他の一般産業用機械装置製造業」、3497「包装及び荷造機械製造業」のうちびん詰・かん詰機械を除いたもの及び3498「産業用ロボット」の生産活動の範囲とする。

該当品目は、変速機、歯車、ローラチェーン、重油・ガス燃焼装置、包装・荷造機械などである。

#### 一般機械修理（3604—20）

日本標準産業分類の中分類34「一般機械器具製造業」による製品の修理業の活動を範囲とする。

#### 事務用機械（3605—10）

日本標準産業分類の細分類3481「事務用機械器具製造業」の生産活動の範囲とする。

該当品目は、データ処理機械、計算機械、会計機械、謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機、マイクロ写真機械、時間記録機械、連絡機械、タイプライタ、金銭登録機械、ファイリングシステム用器具、貨幣処理機械などである。

ただし、そろばん、計算尺、謄写板、製図用機械器具は3990—40「筆記具」に分類される。

#### ミシン・毛糸手編機械（3606—10）

日本標準産業分類の細分類3482「ミシン製造業」及び3483「毛糸手編機械製造業」の生産活動とする。

#### 銃砲類（3606—30）

日本標準産業分類の小分類381「銃製造業」、382「砲製造業」、387「特殊装甲車両」の生産活動とする。

主な製品には、銃、砲、戦闘車両、爆発物投射機、これらの部品、付属品などがある。なお、獣銃の生産活動は、3990—10「玩具運動用品(ゴム製品を除く)」部門に含まれる。

#### その他の機械・同部品（3606—90）

日本標準産業分類の細分類3392「金属製スプリング製造業」、3399「他に分類されない金属製品製造業」のうち金属

製パッキング・ガスケット製造業、3444「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」のうち空気動工具、電動工具を除いたもの、3491「消火器具・消火装置製造業」、3492「弁・同付属品製造業」、3493「パイプ加工・パイプ付属品加工業」、3494「玉軸受・ころ軸受製造業」、3495「ピストンリング製造業」、3496「金型・同部分品及び付属品製造業」、3499「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造、修理)」の生産活動を範囲とする。なお、空気動工具は3502—20「道具類」、電動工具は3701—40「その他の産業用重電機器」にそれぞれ分類される。

#### 発電機器（3701—10）

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち、発電機製造業、ターボゼネレータ製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、直流発電機、水車発電機、タービン発電機、エンジン発電機である。

なお、内燃機関用の発電機は3704—10「その他の軽電機器」に分類される。

#### 送配電機器（3701—20）

日本標準産業分類の細分類3512「変圧器類製造業(通信機用を除く)」、3513「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」及び3519「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」のうち蓄電器製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、標準変圧器、非標準変圧器、計器用変圧器、誘導電圧調整器、特殊目的変圧器類、リクトル、配電盤・制御盤、分電盤、継電器、継路器、気中しゃ断器、蓄電器などである。

#### 電動機（3701—30）

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、小形電動機、その他の交流電動機の生産活動を範囲とする。

#### その他の産業用重電機器（3701—40）

日本標準産業分類の細分類3511「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」のうち電動発電機、その他の回転電気機械(原動機付発電セット、高周波発電機、調相機など)発電機、電動機、その他の回転電気機械の部分品・取付具の生産活動、3515「電気溶接機製造業」及び3519「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」のうち蓄電器、整流器を除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、電動発電機、電気溶接機、電気炉、産業用電熱装置などである。

#### 電球類（3702—10）

日本標準産業分類の細分類3531「電球製造業」及び3559「他に分類されない電気機械器具製造業」のうち電球口金製造業、導入線製造業等電球に関連した製造業の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般照明電球、豆電球、けい光ランプ、電球口金、電球電子管用タンクスチンモリブデン製品、導入線などである。

#### 電気音響機器（3702-21）

日本標準産業分類の細分類3544「電気音響機械器具製造業」の範囲とし、主として録音装置再生装置、拡声装置及び付属品の生産活動とする。

該当品目は、電気蓄音機、ステレオ、テープレコーダー（カーステレオを含む）、拡声装置、ハイファイ増幅器、スピーカー、マイクロホン、イヤホン、ピックアップ、磁気録音テープ類などである。

#### ラジオ・テレビ受信機（3702-22）

日本標準産業分類の細分類3543「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

#### 民生用電気機器（3702-23）

日本標準産業分類の小分類352「民生用電機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電気アイロン、暖房用電熱器、扇風機、エアコンディショナ、電気洗たく機、電気冷蔵庫、真空掃じ機、ミキサー、電気理容器具などである。

なお、当部門は従来の「冷蔵庫・洗たく機」と「その他の民生用電気機器」を統合したものである。

#### 電子計算機、同付属装置（3703-00）

日本標準産業分類の細分類3552「電子計算機・同付属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、アナログ形、デジタル形電子計算機（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）、磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置、紙テープ入出力装置、カード入出力装置、マイクロフィルム入出力装置、磁気インク文字読取装置、光学文字読取装置、图形表示装置（プロッター、ディスプレイなど）、遠隔情報処理装置、（電子計算機と通信回線を介して接続される端末装置（もっぱら通信機として使用するものを除く）を含む）、電子会計機（プログラム内蔵方式であってプログラムを使用するものに限る）などである。

#### その他の軽電機器（3704-10）

日本標準産業分類の細分類3514「配線器具・配線付属品製造業」、3516「内燃機関電装品製造業」、3591「蓄電池製造業」、3592「一次電池（乾電池、湿電池）製造業」及び3599「他に分類されない電気機械器具製造業」のうち電球口金

製造業、導入線製造業等電球に関連した製造業を除く生産活動を範囲とする。

該当品目は、小型開閉器、点滅器、接続器、充電発電機、始動発電機、磁石発電機、蓄電池、乾電池、湿電池などである。

#### その他の電子応用装置（3704-22）

日本標準産業分類の細分類3551「X線装置製造業」及び3559「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用X線装置、産業用X線装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、電子録画装置（V.T.R.）などである。

#### 電子管（3704-23）

日本標準産業分類の細分類3571「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、受信用真空管、高信頼管・通信管、送信管、マイクロ波用真空管、プラウン管などである。

#### 半導体素子・集積回路（3704-24）

日本標準産業分類の細分類3572「半導体素子製造業」及び3573「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ダイオード、トランジスター、サーミスタ、半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路などである。なお、複数部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器・コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）は3704-30「電子通信機及び関連機器」に分類される。

#### 電気通信機械及び関連機器（3704-30）

日本標準産業分類の細分類3541「有線通信機械器具製造業」、3542「無線通信機械器具製造業」、3545「交通信号保安装置製造業」、3549「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」及び3579「その他の電子機器及び通信機器用部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電話機、電話交換装置、印刷電信機、模写電送装置、写真電送装置、搬送装置、ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、携帯用通信装置、航空用無線応用装置、通信用継電器、通信用抵抗器、通信用蓄電器、通信用変成器、テレビジョン用チューナ、交通信号保安装置、火災警報器などである。

#### 電気計測器（3704-40）

日本標準産業分類の小分類356「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの計器及び定数測定器（電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など）、特性測定器（伝送量測定器、真空間特性測定器、磁性

体測定器、誘電体測定器など), 総合試験装置(搬送器用試験装置、無線器用試験装置、有線機器用試験装置など)の測定器並びに付属品である。

#### 電器照明器具 (3705—50)

日本標準産業分類の細分類3532「電気照明器具製造業」の活動とする。

主な製品は、白熱電灯照明器具、けい光灯照明器具、水銀灯照明器具、発電ランプ、携帯電灯、これらの部品、付属品などである。

#### 電気機械修理 (3704—90)

日本標準産業分類の中分類35「電気機械器具製造業」の製品の修理業の活動を範囲とする。

#### 産業用鉄道車両 (3820—20)

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部品・付属品製造業」のうち産業用機関車及び産業用貨車の生産活動を範囲とする。

#### 自動車 (3830—00)

日本標準産業分類の小分類361「自動車・同付属品製造業」のうち三輪自動車及び二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。ただし、細分類3613「自動車部分品・付属品製造業」のうち、内燃機関は除く。

主な製品は乗用車、乗用車ボデー、バスシャシー、トロリーバスシャシー、バスボデー、小型トラックシャシー、小型トラックボデー、普通トラックシャシー、普通トラックボデー、特殊自動車、トレーラー、小型特装ボデー、普通特装ボデー、自動車部品などである。なお、内燃機関は3601—10「原動機・ボイラー」に含まれる。

又、自動車部品はすべて行部門3830—090「その他の自動車」に含めた。

#### 自動二輪車 (3850—20)

日本標準産業分類の小分類361「自動車・同付属品製造業」のうち三輪自動車及び二輪自動車の生産活動を範囲とする。

#### 自転車・リヤカー (3850—30)

日本標準産業分類の小分類363「自転車・同部分品製造業」及び細分類3699「他に分類されない輸送用機械器具製造業」のうちリヤカー製造業の活動とする。

#### 航空機 (3860—10)

日本標準産業分類の小分類365「航空機・同付属品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、ピストン機、ターボジェット機、ターボブロップ機、ヘリコプター、グライダー、ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボペロップ発動機、ターボシャフト発動機、発動機部品、プロペラ及び回転翼などであ

る。

#### 航空機修理 (3860—20)

3860—10「航空機」の修理業の活動を範囲とする。

#### その他の輸送機械 (3890—10)

日本標準産業分類の細分類3691「産業用運搬車両・同部品・付属品製造業」のうち、道路用スイパー、構内用スイパー製造業の活動、及び3699「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の荷牛馬車、人力車、そり、手押し荷役車の生産活動を範囲とし、リヤカー、サイドカー、船体ブロック製造の生産活動は除く。

#### その他の輸送機械修理 (3890—90)

3890—00「その他の輸送機械」の修理業の活動を範囲とする。

#### 理化学機器 (3910—10)

日本標準産業分類の小分類374「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

#### 度量衡器・計量器 (3910—20)

日本標準産業分類の小分類371「計量器・測定器・分析機器・試験機器製造業」及び372「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、一般長さ計、体積計、はかり、温度計、圧力計、流量計、液面計、精密測定器、試験機、その他の計量器・測定器・分析機器、試験機、測量機械器具などである。

#### 医療機械 (3910—30)

日本標準産業分類の小分類373「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、医療用機械器具、歯科用機械器具、動物用医療機械器具、医療材料、歯科材料などである。

#### 精密機械修理 (3910—90)

3910—10「理科学機器」、3910—20「度量衡器・計量器」、3910—30「医療機械」、3920—10「カメラ」、3920—20「その他の光学機械」の修理業の活動を範囲とする。

#### カメラ (3920—10)

日本標準産業分類の細分類3752「写真機・同付属品製造業」及び3754「光学機械用レンズ・プリズム製造業」のうちカメラ用交換レンズの生産活動を範囲とする。

該当品目は、35mmカメラ、二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ、引伸機、複写機、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現象用タンク、カメラ用交換レンズなどである。

#### その他の光学機械 (3920—20)

日本標準産業分類の細分類3751「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3753「映画用機械・同付属品製造業」3754「光学機械

用レンズ・プリズム製造業」(カメラ用交換レンズを除く)及び小分類376「眼鏡製造業(わくを含む)」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画撮影機、映画映写機、カメラ用レンズ、光学レンズ、プリズム、光分析装置、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズなどである。  
時計(3930-10)

日本標準産業分類の小分類377「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

該当品目は、腕時計、懐中時計、置・目覚時計、掛時計、電気時計、時計側などである。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所
1	工業統計表	55年	通商産業省
2	機械統計年報	55年	"
3	鉱工業投入調査結果表	55年	通商産業省
4	エネルギー消費構造統計	55年	"
5	機械受注統計調査年報	55年	経済企画庁
6	情報処理実態調査	55年	通商産業省
7	統計月報	"	鋼材倶楽部
8	自動車統計年報	"	日本自動車工業会
9	新車登録台数状況	"	日本自動車販売協会連合会
10	産業機械受注状況	"	日本産業機械工業会
11	工作機械受注状況	"	日本工作機械工業会
12	重電機械受注調査	"	日本電機工業会
13	産業用電子機器長期需要予測	"	電子機械工業会
14	電子部品ハンドブック	"	電波新聞社

## 3. 生産額推計

昭和50年産業連関表と同様、原則として「センサス」の数値を採用したが、一部品目は「生動」及び「関係業界資料」によって生産額を推計した。

(1) 「センサス」の数値を採用したものは「センサス」の品目を産業連関表用部門に対応するように組替え、品目ごとに次式により生産額を算出した。

$$\text{生産額} = \text{出荷額} + (\text{年末在庫額} - \text{年初在庫額}) + (\text{半製品仕掛品年末額} - \text{半製品仕掛品年初額})$$

(2) 「生動」の数値を採用したものは、おおむね①悉皆的調査と考えられる品目②「生動」と「センサス」の数値を比較検討の結果、「生動」生産額の方が妥当と思われる品目で

ある。

「生動」の金額を採用したものは下記のとおりである。

部門番号	部門名	品目名
3192-62	弾薬類	全品目
3418-40	機械用鋳鍛造品(鉄)	可鍛鋳鉄鑄物以外
3429-10	機械用鋳鍛造品(非鉄)	銅合金鑄物・軽合金鑄物・精密鑄造品
3604-14	冷凍機・温湿調整装置	冷凍機・エアコンディショナー(パッケージ型)
3604-16	産業用運搬車両	全品目
3606-30	銃砲類	"
3701-10	発電機器	直流発電機以外
3701-20	送配電機器	変圧器
3701-30	電動機	直流・小型以外
3704-10	その他の軽電機器	蓄電池・乾電池
3704-50	電気照明器具	白熱灯、けい光灯、水銀灯各器具
3820-20	産業用鉄道車両	全品目
3830-00	自動車	部品以外
3850-20	自動二輪車	"
3850-30	自転車・リヤカー	全品目
3920-10	カメラ	カメラ
3930-10	時計	部品、時計側以外

### (3) 修理部門

修理については、その生産額を推計することが極めて困難であるため、各投入側で推計した機械装置、設備の修理費をもって、各投入部門への産出と見なし、それぞれの部門の修理額の積上げ額をもって生産額とした。

## 4. 投入額推計

(1) 1次推計値は、資料2の原材料統計で主要原材料(鋼材等)が調査されているものはこれを利用し、燃料・間接費は資料3を利用した。

(2) 1次推計値に次の検討、調整を加えた。

- ① 産出側推計値との調整。
- ② 試算推計値(工業統計による50-55年の付加価値率変化率及び内生投入品目の50-55年の価格変化率を考慮しつつ、50年産業連関表と55年生産額を用いて算出した投入額)とのかい離が大きいものの検討。
- ③ 資料4によるエネルギー関係推計値との調整。

## 5. 産出額推計

推計上の主な点を列挙すれば下記のとおりである。

- (1) 組込み用部品、付属品と修理用部品、付属品の配分  
生産額表に部品、付属品名が掲載されている品目は、各部品、付属品ごとに関係業界の意見、情報及び「昭和50年

「産業連関表」を参考に両者に配分した。

また、軸受、ばねなどの汎用的な中間生産財としての部品は、内生部門へ配分しなければならないが、その指針となる基礎的資料がないので、関係業界の意見、情報及び「50年表」を参考に配分した。

### (2) 建設部門迂回の品目とその產出推計

最終需要財であっても、建設、建造物に組込まれる品目は、建設部門に産出した。建設物、その他の構造物の一部という形で最終需要部門に計上されることになる。これを建設迂回といふ。

どの品目が建設部門を迂回して資本形成となるか、また、どの品目が直接に資本形成になるかは産業連関作業幹事会検討小委員会（行政管理庁、経済企画庁、通商産業省、運輸省、建設省）が昭和47年5月に作成した「建設等迂回の資本形成品目一覧（機械関係）」及び50年表のための同様の資料を基本にし、どの程度建設部門を迂回するかは建設省担当者と協議調整して推計した。

建設部門迂回の主要品目は次のとおりである。

ボイラー	乾りゅう灯、電解そう
はん用内燃機関	冷凍機
コンクリート機械	冷却塔
混合機、かくはん機等	エアコンデショナー
反応機、発生炉	娯楽機器
消防装置	電動機
ポンプ	電球類
空気圧縮機	スピーカー
エレベーター	扇風機
エスカレーター	換気扇
クレーン	配線器具
巻上機	蓄電池
コンベア	交通信号保安装置
索道	火災警報器
バルブコック	積算電力計
発電機	工業計器
変圧器	精密測定器
開閉装置、配電盤制御装置	

### (3) 船舶部門迂回の品目とその產出推計

船舶についても建設部門と同様に構造物とみなして、船舶に組込まれる品目は、上記と同様「建設等迂回の資本形成品目一覧」を基本に、具体的には運輸省と調整して推計した。

船舶部門迂回の主要品目は下記のとおりである。

舶用機関	電動機
冷凍冷却装置	電動発電機

内類水産製品製造機械	電球類
エアコンデショナー	スピーカー
消火器、消防装置	扇風機
ポンプ	換気扇
空気圧縮機	配線器具
クレーン	超音波電力応用装置
巻上機	航法用無線応用装置
バルブコック	火災警報器
発電機	測量機械器具
変圧機、配電盤分電盤	

## XVI その他の製造業部門

### 〔その他の製造業〕

#### 1. 概念・定義及び範囲

玩具・運動用品（ゴム製を除く）（3990-10）

日本標準産業分類の小分類393「玩具・運動用品製造業」の活動とする。主な製品には、玩具、娯楽用品（トランプ、将棋、碁、マージャン等）、玩具用変圧器、人形、児童乗物、運動競技用具、空気銃、獣銃、釣竿、釣道具等がある。樂器（3990-20）

日本標準産業分類の小分類392「樂器・レコード製造業」の活動とする。

筆記具（3990-40）

日本標準産業分類の小分類394「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の活動とする。

身辺細貨品（3990-50）

日本標準産業分類の細分類3092「七宝製品製造業」、3093「人造宝石製造業」、3951「装身具・装飾品製造業」、3953「ボタン製造業」、3989「かつら製造業」、3991「洋傘・同部分品製造業」、3992「和傘・同部分品製造業」、3993「うちちは、扇子、ちようちん製造業」及び小分類391「貴金属製品製造業」の活動とし、大蔵省造幣局特別会計の勲章の活動を範囲に含む。（注意点）

和・洋傘・同部分品は、50年表までは2430-20「身廻品」部門に含まれていたが、55年表から本部門に格付けた。輸出用加工真珠（ばらもの）の活動は本部門に含まれる。

その他の製造品（3990-60）

日本標準産業分類の細分類2657「ろうそく製造業」、3952「造花・装飾用羽毛製造業」、3988「看板、標識機製造業」、3994「モデル・模型製造業（紙製を除く）」、3996「パレット製造業（絵画用を除く）」及び3999「他に分類されないその他の製造業」のうち繊維壁材を除いたものの活動とする。

### (注意点)

紙製のモデル・模型の活動は2720-30「紙製品」部門、蚊取線香の活動は3191-00「医薬品」部門に含まれる。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	工業統計表	55年	通商産業省	生産額
2	鉱工業投入調査結果表	"	"	投入額
3	エネルギー消費構造統計	"	"	"
4	産業連関表	50年	行政管理庁	参考

### 3. 生産額推計

資料1を用いて以下の合計を生産額とした。

- (1) 製造品出荷額+製品在庫純増額(細品目別)
- (2) 半製品・仕掛品在庫純増額

### 4. 投入額推計

資料2を用いて1次推計値を算出し、次の検討・調整を加えた。

- (1) 産出側推計値との調整
- (2) 試算推計値とのかい離の大きいものの検討
- (3) 資料3による推計値との調整

### 5. 産出額推計

品目名により産出先が限定されるもののほかは推計資料がないので投入側推計値をもとに調整した。

#### [合成樹脂製品]

##### 1. 概念・定義及び範囲

合成樹脂製品(3990-30)

日本標準産業分類の小分類396「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の生産活動とする。

プラスチック製はきものの活動は「プラスチック製履物」部門に含まれる。なお、工業用プラスチック製品のうち、プラスチックを成形したのち、金属部分を組みこむなど二次加工を行った製品(配線器具等の製品)また、機械の一部を構成し、かつ機械的、電気的機能を有する製品(歯車、軸受、端子、抵抗器、コンデンサ)の活動は、それぞれの「機械部門」に含まれる。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	プラスチック製品統計年報	55年	通商産業省	投入額
2	工業統計表	"	"	生産額 投入額
3	輸出、輸入及び関税統計	"	大蔵省	産出額
4	鉱工業投入調査結果表	"	通商産業省	投入額
5	化学工業統計年報	"	"	"
6	塩ビフィルム用途別出荷内訳	"	日本ビニル工業会	産出額
7	塩ビレザー用途別出荷内訳	"	"	"
8	塩化ビニル板用途別	"	硬質塩化ビニル板協会	"

### 3. 生産額推計

(1) 生産額推計にあたっては工業統計調査(以下「センサス」という)結果を用いた。

#### (2) 推計方法

生産額推計は、品目別生産額を下記算式により算出し、品目別生産額を積上げた。

$$\text{生産額} = 55\text{年製造品出荷額} + (55\text{年末製造品在庫額} - 54\text{年末製造品在庫額})$$

なお、部門別の半製品・仕掛け品の増減額はセンサス(日本標準産業分類別)から下記算式により推計した。

$$\text{半製品・仕掛け品の増減額} = 55\text{年末半製品・仕掛け品額} - 54\text{年末半製品・仕掛け品額}$$

### 4. 投入額推計

部門別の投入額推計にあたっては、第1段階としてセンサスから主要原材料使用額、燃料使用額、購入電力使用額、付加価値額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などそれぞれの大枠について把握し、第2段階として生産技術的資料および別途I-O表のための特別調査によって得られた投入内訳比率すなわち、原単位を使用し、各投入部門別に細分した推計を行い、最終段階で産出側と調整のうえ決定した。

なお、各投入部門別の細分推計の方法は原則としてつぎのとおりである。

#### (1) 原材料

主要原材料については「生動」で品目別主要原材料の消費量を調査しているので、それぞれ生産者価格によって投入額推計を行い、ほぼそのまま決定した。

なお、「生物」で調査していない副資材的なものは関係業界資料を参考にして細分推計した。

(2) 原料炭、コークス、無煙炭、亜炭、一般炭  
産出側(資源エネルギー統計調査室)の総額を実際に消

費する部門に配分した。なお、一般炭については生産額比率で配分投入した。

(3) 重油 (A, B, C)

産出側（資源エネルギー統計調査室）から産出のあった総額を50年表の投入比率により各部門別に配分した。

(4) 電力（事業用、自家発電）

① 事業用電力については、主としてセンサス側の購入電力使用額を採用した。

② 自家発電については、資源エネルギー庁より配分された産業別使用電力量（自家発電自家消費）により投入した。

(5) 間接費

主として、鉱工業投入調査により各部門に投入したが、最終的には産出側（大蔵省、文部省、経済企画庁、郵政省、厚生省）の総額を各部門別に配布した。

(6) 粗付加価値

① 旅費、交際費、福利厚生費

鉱工業投入調査集計結果比率により部門別に投入し、経済企画庁と調整のうえ決定した。

② 雇用者所得

主としてセンサスの現金給与総額及び鉱工業投入調査を基礎に各部門別に投入し、労働省から提示された「部門別雇用者数および現金給与総額」を勘案し、調整投入した。

③ 資本減耗引当

センサスの減価償却額によって各部門別に投入し、経済企画庁の各部門別産出額と調整を行った。

④ 間接税

センサスの内国消費税額を基礎資料として各部門別に投入し、経済企画庁と調整を行った。

⑤ 営業余剰

主として鉱工業投入調査を基礎資料として投入し経済企画庁と調整を行った。

5. 産出額推計

合成樹脂製品の生産、出荷統計は、その多くが用途分類で把握されている。したがって、I-O分類に適合しているものは、品目別に輸出入、在庫増減分を考慮して需用部門先へ産出した。(例、タイル、床材、雨どい、同付属品等は建設部門に産出) また、フィルムの農業用は農業部門へ産出した。一方、板、硬質管、継手、工業製品などは需要部門分類が細分されていないので、大枠としてそれぞれ関係部門に産出した。他の製品については業界資料等によって需要別産出比率を調査し、投入側と調整のうえ産出した。

## XVII 電力、都市ガス、熱供給、工業用水、事務用品部門

### 事業用水力発電 (5110-11)

### 事業用火力発電 (5110-12)

### その他の事業用発電 (5110-19)

#### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類70「電気業」のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

#### (注意点)

(1) 従来、「事業用電力」は行及び列部門とも一本で扱えていたが、55年表より発電の形態により、列部門を水力、火力、その他の3部門に分割した。なお、発電工程に発生するフライアッシュは副産物扱いとし、窯業原料鉱物部門を競合部門とした。

(2) 生産額の中には、電気ガス税を加える。

#### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	電気事業要覧	54年度 55〃	資源エネルギー庁	生産額、投入額、産出額
2	電力調査統計 月報	55年度	〃	生産額

#### 3. 推計方法

##### (1) 生産額

資料1により一般電気事業者（9電力及び沖縄電力）の電灯・電力料、卸電気事業者（その他の電気事業者）の電力料を曆年換算し、電気ガス税をこれに加算して算出した。資料2から使用電力量を求めた。

生産額の水力発電・火力発電・その他の発電（原子力）への分割は、資料1からそれぞれの部門別発電電力量の構成比を求めそれによって配分した。

##### (2) 投入額

###### ① 水力発電

水力発電の主要発電用燃料費はかかるないものとした。他の投入物は、資料1の営業費明細を基準として産出先部門と調整した。

###### ② 火力発電

火力発電の主要発電用燃料は、資料1から発電用燃料消費量を求め、これらに生産単価を乗じた。他の投入物は、資料1の営業費明細を基準として産出先部門と調整した。

###### ③ その他の発電

原子力発電の主要発電用燃料である核燃料は、資料1の営業費明細の核燃料減損額とし資本減耗引当に含めた。他の投入物は、資料1の営業費明細を基準として産

出先部門と調整した。

### (3) 産出額

工業統計表対象部門の業種については、工業統計表をI-Oに組替えた数値を基礎に、前記以外の部門は投入先担当部門の数値を基礎に、55年試算推計値、大口電力産業別収入実績及び大口電力料金単価等を参考にして調整した。

#### 自家発電 (5110-20)

##### 1. 概念・定義及び範囲

鉱工業部門などで500kw/時以上の発電設備を有し、常時発電活動をしており、電力を販売することを目的としない発電活動とする。

##### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	電気事業要覧	54年度 55々	資源エネルギー庁	生産額・産出額

##### 3. 推計方法

###### (1) 生産額

資料1により自家発自家消費電力量を曆年換算して算出した。生産額は生産数量に単価(50年の単価を基準としてこれに燃料費等の上昇分を織込み補正)を乗じて推計した。

###### (2) 投入額

投入に関する資料が極めて乏しいため産出側資料、55年試算推計値を産出先と調整して推計した。

###### (3) 産出額

資料1により使用電力量は、概ね日本標準産業分類の中分類部門別程度に把握されているが、細分類部門別には不明であるので、投入先担当部門の数値、55年試算推計値を投入先と調整して推計した。

#### 都市ガス (5120-00)

##### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の小分類711「ガス業」の活動範囲とし、石炭ガスの生産工程中に発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ硫安、コークス、その他の石炭乾留製品部門を競合部門とする。

##### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	ガス事業統計月報	55年	資源エネルギー庁	生産額
2	ガス事業統計年報	55年	日本瓦斯協会	投入額

##### 3. 推計方法

###### (1) 生産額

資料1のガス事業会計のガス売上高をとり、曆年変換(下

記による)して生産額とした。

大手をはじめ大部分の事業者が、4~3月決算であるため、下記のⒶをⒷで除し、Ⓒを乗じて1~12月に見合うガス販売額①1,374,469百万円を求めた。

ガス販売用	55年 1~12月 ©9,141,250千m <sup>3</sup>	55. 4~56. 3 ②9,302,075千m <sup>3</sup>
自家使用	111,794	125,855
加熱用	+ 451,421	+ 458,264
ガス生産数量	9,704,465	9,886,194
ガス売上高	①1,347,519	②1,371,226
ガス税(2%)	26,950	27,425
	1,374,469	1,398,751

加熱用 ⓒ 34,369 } 1,417,520百万円(生産額)  
自家使用 ⓒ 8,682 }

加熱用は、ガス売上原価754,682千円÷ガス生産数量  
9,912,311=@76,136から②34,369百万円を得た。

また、自家用使については加熱用と同様@76,136に実行ガス税率2%(1,523)を加え@77,659から8,682百万円を得た。

###### (2) 投入額

① 原材料の数量は「ガス事業統計年報」から、その購入単価はガス事業会計の財務諸表と営業費明細表から採用して、購入額を算出し、これを生産者価格にもどした。

② 間接経費及び資本減耗引当はガス事業会計の財務諸表と営業費明細表を採用した。

③ 勤労所得はガス事業独自の労務費を労働省と調整して推計した。

④ 営業余剰はガス事業会計の財務諸表から採用したが、金融帰属サービス分をこれから差引いたので、その分だけ営業余剰が減少した。

⑤ 副産物投入のうち硫安は芳香族工業会資料を採用した。

###### (3) 産出額

「ガス事業統計年報」のガス供給量の分類のうち、家庭用及び工業用はそれぞれの部門に産出し、特に工業用については「センサス」の燃料費の比率により配分し、投入額の数値と調整した。

#### [熱供給業 (5130-00)]

##### 1. 概念・定義及び範囲

日本標準産業分類の中分類73「熱供給業」の範囲とし、一般的の需要に応じボイラー、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気もしくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	財務諸表	54年度 55年度	公益事業部 計画課	生産額、投入額
2	熱供給事業設備需給概況	〃	〃	生産額、産出額
3	熱供給事業者個別調査表	〃	〃	投入額、産出額

## 3. 推計方法

### (1) 生産額

資料1及び2より、54年度及び55年度の熱供給事業の熱生産量、収入額を求め、これを55年暦年に変換した。

### (2) 投入額

資料1の営業費用明細表及び財務諸表を用いた。この資料では不明な点は全事業者に対する調査(資料3)を実施し投入額を求めた。

### (3) 産出額

資料2により業務用と民生用に分類し、業務用の内訳については資料3の調査により推計し、民生用は家計消費支出とした。

### [工業用水(5200-12)]

## 1. 概念・定義及び範囲

工業に対し工業用水の供給を行う活動とし、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が行う工業用水事業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行う工業用水道(上水道を含む)及び「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業、簡易水道事業は含まない。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	55年	自治省	生産額、投入額
2	工業統計表・用地用水編	55年	通商産業省	産出額
3	地方公共団体財政支出内容調査	55年	経済企画庁	投入額

## 3. 推計方法

(1) 生産額：資料①から工業用水道事業の料金収入をとり、暦年数値に変換(下記による)して生産額とした。

$$54\text{年度収入} = 72,332,987\text{千円} \cdots \text{(1)}$$

$$55\text{年度収入} = 75,706,494\text{千円} \cdots \text{(2)}$$

$$55\text{年(暦年)収入} = (1) \times \frac{3}{12} + (2) \times \frac{9}{12} = 74,862,367\text{千円}$$

(2) 投入額：資料①の工業用水事業・費用構成表及び資料

③の公営企業会計における消費的経費の構成比(工業用水)を基礎として推計した。

(3) 産出額：資料②の産業別工業用水道使用量を産業連関表用分類に組替え、その部門別構成比をもとに推計した。

### [事務用品(8600-00)]

## 1. 概念・定義及び範囲

各産業部門が、一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、その範囲は日本標準商品分類の中分類93「文具・紙製品・事務用具及び絵画用品」に含まれる品目とする(ただし、部分品を除く)。

なお、電子式卓上計算機(2000ビット以上でプログラム式は除く)、印刷用紙D及び感光紙は、商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

## 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	日本標準商品分類	55	行政管理庁	範囲設定
2	工業統計組替表	55	通商産業省	生産額、投入額
3	生産動態統計	〃	〃	〃
4	昭和55年産業連関表(調整用リスト)	〃	〃	〃
5	昭和50年産業連関表	50	〃	〃

## 3. 推計方法

(1) 生産額：資料1より「事務用品」の範囲を設定し、資料2~4をもとにして生産額を推計した。

仮設部門「事務用品」は投入額を積上げて生産額を決定するという方法を探らなければならないため、下記の投入額の推計方法がそのまま生産額の推計方法となる。

### (2) 投入額

① 仮設部門「事務用品」の範囲に該当する品目に55年産業連関表の10桁分類コードをそれぞれ対応させる。次にこの対応コンバーターを逆ソートした対応表を作成する。

② (i) ①で作成した対応表、資料2、資料3等を用いて、産業連関表の10桁品目の生産額のうち事務用品分の品目がどれくらいあるかという対応率をそれぞれもとめる。

(ii) 10桁品目の生産額と対応率を用いて事務用品分の品目に該当する10桁生産額を作成する。

(iii) (ii)で求めた結果を7桁分類(産業連関表の行部門コード)に統合する。

(iv) (iii)で求めた事務用品分の額と対応する行部門の生産額との比をとり対応率を作成する。

③ この対応率と資料4の輸入額、輸出額、家計消費額を用いて事務用品の投入額を求めた。

(3) 産出額：企業会計上各産業の原価構成においては、事務用品という单一の項目でとらえているという考え方のもとで産業連関表では本部門は仮設部門として特掲されている。

そのために各列部門の投入額推計値を優先的に採用した。またこの方法で推計しきれない部門については資料5を参考に推計を行った。

## XVIII 商業部門

### 1. 概念・定義及び範囲

産業連関表における商業部門の生産額の概念は他の部門と異なり、商品の流通に伴って付加された商業マージン額（売上高-仕入額）とする。

産業分類上の範囲は次のとおりである。

#### (1) 卸売 (6110-00)

日本標準産業分類のうち、中分類40～41「卸売業」及び42「代理商、仲立業」の活動範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、及び森林組合連合会の行う販売・購売事業分、食糧管理特別会計、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、畜産振興事業団の活動を範囲に含む。

#### (2) 小売 (6120-00)

日本標準産業分類の中分類43～45及び47～49の「小売業」の活動範囲とし、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購売事業分、および露店商、構内売店、生活協同組合購売会の活動を含み、製造小売のうち製造業の活動を除く範囲とする。

### 2. 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
1	商業統計表	54	通商産業省	生産額
2	商業実態基本調査報告書	〃	〃	生産額(粗マージン率)投入額
3	商業動態統計調査	53～55	〃	生産額(補正係数)
4	法人企業統計	55	経済企画庁	生産額(粗マージン率)投入額
5	食料管理特別会計決算書	55	大蔵省	生産額
6	農業協同組合連合会統計表	55	農林水産省	〃
7	専門農協統計表	55	〃	〃
8	総合農協統計表	55	〃	〃
9	各種事業団損益計算書	55	各事業団	〃
10	全国消費実態基本調査	55	総理府統計局	〃
11	全国各種農業協同組合連合会	55	農林水産省	〃

### 3. 生産額推計

基本的には、商業生産額＝業種別商業販売額×業種別商業マージン率とした。推計手順の概要は次のとおりである。

(1) 54年商業統計調査の年間販売額（昭和53年6月～54年5月）を55曆年に変換する。変換係数は商業動態統計を用いて算出する。

(2) (1)から次の項目を除去する。

#### ① 製造業の卸売事業所の販売額

「商業統計調査」は事業所ベースの調査のため、製造業の販売支店、営業所などの自社製品の販売活動のみを行っている事業所の販売額が含まれている。一方、産業連関表で用いる生産者価格は市場価格であり、本社及び営業所の経費と利潤相当分を含む生産企業の販売価格によっている。したがって、商業マージン額の算出に当り、「商業統計表」の営業形態別集計による「製造業の卸売事業所」の販売額をあらかじめ除去して両者の重複を避けている。

#### ② 本支店（同一企業内）移動の販売額

「商業統計調査」では、本社、支店間や支店相互間の取引、すなわち内部取引も流通活動と見なし販売額を調査しているが、この取引からはマージンは発生しないので、「商業統計表」の仕入先別割合に基づく「本支店間（同一企業内）の移動額」を資料としてこれを除去する。

#### ③ 農協、生協などのうち「商業統計調査」の対象事業所の販売額

「商業統計調査」では、農業協同組合について販売事業（卸売に当たる）及び購売事業（小売に当たる）を単独に行い、他の事業（例えば、信用事業指導事業など）を行っていない事業所のみを対象としているので、農協の販売、購売事業のすべてをカバーしていない。これを後段において生産額に付加する事前の手順として「センサス」に含まれているこの一部を、「商業統計表」の經營組織別集計を資料としてあらかじめ除去する。

(3) マージン率を算出する。

54年商業実態基本調査による粗マージン率を使用し、55曆年との期間のズレを法人企業統計によって修正する。

(4) 商業販売額にマージン率を乗じてマージン額を算出する。

(5) 「商業統計調査」は卸売活動と小売活動のすべてを網羅していないので、これに含まれていない次の項目を追加する。

#### ① 卸売部門の追加

##### (i) 食糧管理特別会計

米麦の売上げ、売却など食管事業は、特別会計の管

理費を卸売の生産額に加算した。

#### (ii) 仲立手数料

仲立とは「商品の所有権を有することなく、また直接的な管理をすると否とにかかわらず、手数料、及びその他の報酬を得るために仲立あっせんを行うもの」と定義されている。この仲立行為は卸売に含まれるので、「商業統計調査」の結果数値をそのまま引用して卸売の生産額に加算した。

(iii) 農業協同組合の販売事業の手数料を「昭和55年度農協統計表」及び「昭和55年度農業協同組合連合会統計表(いざれも農林水産省農政局農業協同組合課)」等から引用した。

#### ② 小売部門の追加

(i) 小売活動のうち「商業統計調査」より除外されている部門。

生協購売会、露店、行商は、調査技術上、「商業統計調査」の対象に含まれていないので、総理府統計局の「昭和55年全国消費実態基本調査」の購入先別統計を引用し、消費者サイドから次の方法によりマージン額を推計した。

「全国消費実態調査」は農家などを除く全国消費者世帯を対象に消費支出の購入先を①小売店②百貨店③スーパー・マーケット④生協購売会⑤その他に区分して調査しているので、本作業では①+②+③を「商業統計調査」の対象分と考え、 $\frac{④}{①+②+③}$ によって生協購売会販売額の率を求め、この率を先に算出した小売マージン額に乗ずることにより生協購売会のマージン額を直接算出した。同様にその他は $\frac{⑤}{①+②+③}$ の率により算出した。

(ii) 農業協同組合の販売事業の手数料は、前記の卸売の場合と同様の資料により販売事業手数料を参考にした。

#### 4. 投入額推計

55年商業生産額と50年表投入係数から算出した試算投入額をもとに、54年商業実態調査、法人企業統計、産出例からの推計額等により修正を加えた。

商業実態調査を用いると、粗利益額(商業生産額)の内訳が営業費とそれ以外(例えば広告費、包装費など)とに分割できる。又、営業費の内訳として給与額が得られる。法人企業統計では粗利益額の内訳のうち人件費、減価償却費が得られる。これらの資料から各項目の投入比率を算出し、特に付加価値部門推計の参考とした。

物的投入のうち、ゴム製品については50年表で投入がなかったが、55年表では業界ヒアリングにより推計し計上した。

また、鉄鋼部門からの産出である金属製ドア・シャッター、建設設備用金属製品についてはいずれも建設部門の活動とみなし、商業部門から削除した。

#### 5. 産出額推計

(1) 商業の産出額すなわち各列部門の商業投入額は、コスト商業分(後述)を除けば、各列部門が投入した各財貨の購入額のうちの商業マージン分(卸、小売)を積み上げた額である。したがって、商業部門の側からは第1段階では推計せず、各列部門側の商業投入推計額を暫定的に採用した。その後これを、貨物運賃・商業マージン表の作成過程で推計された各部門のマージン額の積上げ額と置き換えた。

(2) 商業マージン表の作成は次のようにした。

① まず商業(卸売、小売別)の総生産額を行部門ごとに分割、すなわちある品目が全産業に産出される際に付加された商業マージン合計を各行部門ごとに設定した。このために用いた資料は、「商業統計表」の業種別品目別販売額及び「商業マージン調査結果」である。

② 次に上記の行部門別商業マージン計を各部門に取引額に応じて配分した。この際別途推計した「マージン非対象率表」を用いて、部門ごとのマージン率の差が考慮されたようにした。

(2) 上記のような原材料購入に伴う商業マージンのほか、直接のコストとして計上されるマージン(中古品取引に伴うマージンなど)があり、これをコスト商業といっている。これは次のように推計し、関係列部門に産出した。

##### ① 代理店手数料

国際収支統計月報の「貿易外及び移転収支表」より貿易外の受取のうち代理店手数料を商業の輸出とし、同支払の同項目を輸入とした。

##### ② 中古品取引マージン

(i) 中古車……業界調べの中古車販売台数に平均マージン額を乗じて推計した。産出先は個人向と産業向の比率により分割し、家計消費支出と国内総固定資本形成(民間)とした。

(ii) その他の中古品……骨とう品等上記以外の中古品は「商業統計調査」の「中古品小売業」の範囲に限つて推計し、家計消費支出に計上した。